

令和3年第3回

# 長与町議会定例会会議録

令和3年9月 7日開会

令和3年9月22日閉会

長与町議会

令和3年第3回長与町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 令和3年9月7日

本日の会議 令和3年9月7日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	7番 内村博法議員
8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員	10番 岩永政則議員
11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員	13番 吉岡清彦議員
14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員	16番 山口憲一郎議員

欠席議員

6番 安部都議員

職務のため出席した者

議会事務局 局長 富永正彦君	議事課 長 青田浩二君
係 長 江口美和子君	主 査 山田傑君

説明のため出席した者

町 長 吉田慎一君	副 町 長 鈴木典秀君
教 育 長 勝本真二君	総 務 部 長 日名子達也君
企 画 財 政 部 長 森川寛子君	建 設 産 業 部 長 山口新吾君
住 民 福 祉 部 長 栗山浩二君	健 康 保 険 部 長 志田純子君
水 道 局 長 田中一之君	会 計 管 理 者 宮崎伸之君
教 育 次 長 山本昭彦君	教 育 委 員 会 理 事 田中真君
総 務 課 長 村田ゆかり君	秘 書 広 報 課 長 中村元則君
地 域 安 全 課 長 荒木秀一君	政 策 企 画 課 長 荒木隆君
財 政 課 長 木須紀彦君	土 木 管 理 課 長 山崎昇君
産 業 振 興 課 長 川内佳代子君	福 祉 課 長 山口聡一朗君
こ ども 政 策 課 長 宮司裕子君	住 民 環 境 課 長 中尾盛雄君
健 康 保 険 課 長 藤崎隆行君	介 護 保 険 課 長 細田愛二君
代 表 監 査 委 員 中川勝秀君	

会議録署名議員

5番 中村美穂議員 7番 内村博法議員

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 16時02分

## 令和3年第3回長与町議会定例会会期日程（案）

◎ 会 期 9月7日（火） ～ 9月22日（水） 16日間

月	日	曜	時 間	区 分	備 考
9	7	火	9：30	本会議	議長報告、行政報告、報告事項 議案上程（提案理由説明）
					一般質問（3名） （午後）内村議員・八木議員 吉岡議員
					（全員協議会）
	8	水	9：30	本会議	一般質問（5名） （午前）岩永議員・松林議員 （午後）西岡議員・中村議員 西田議員
					一般質問（3名） （午前）堤議員・安藤議員 （午後）河野議員
	9	木	9：30	本会議	議案に対する質疑・採決（委員会付託以外の議案） 議案に対する質疑・付託（委員会付託議案）
					付託案件審査
	10	金	9：30	委員会	付託案件審査
	11	土	—	休 会	
	12	日	—	休 会	
	13	月	9：30	委員会	付託案件審査
	14	火	9：30	委員会	付託案件審査
	15	水	9：30	委員会	付託案件審査
	16	木	9：30	委員会	付託案件審査
	17	金	9：30	委員会	付託案件審査予備日
	18	土	—	休 会	
19	日	—	休 会		
20	月	—	休 会		
21	火	9：30	委員会	付託案件審査予備日	
22	水	9：30	本会議	委員長報告・採決（委員会付託議案）	

1	7番	内村 博法 議員 ① 医療的ケア児への支援について ② ヤングケアラーへの支援について ③ 長与町第3次地域福祉計画の策定について
2	1番	八木 亮三 議員 ① 高齢者が楽しく、健康に、安心して暮らせる町づくりについて ② 人口維持のための移住・定住政策について
3	13番	吉岡 清彦 議員 ① 健康宣言後の新たな事業の取り組みと、住民の意識向上について ② 盛土や、造成の対策について ③ 危険なバス停対策について
4	10番	岩永 政則 議員 ① 民間企業との包括連携協定について ② 椿林土地区画整理事業等について
5	2番	松林 敏 議員 ① 本町の公共施設老朽化と更新計画について ② 粗大ごみ拠点回収の廃止について
6	15番	西岡 克之 議員 ① 環境問題について ② 所有者不明土地の取り扱いについて
7	5番	中村 美穂 議員 ① 町職員の職場環境、働き方について ② 子ども会の現状について
8	3番	西田 健 議員 ① 支援・援助を必要とする方々への行政の関わりについて ② 町の防災計画について
9	11番	堤 理志 議員 ① 植栽整備、景観の向上について
10	8番	安藤 克彦 議員 ① 本町における墓地の在り方について ② 学校給食費公会計化の進捗状況について ③ 町立小中学校特別教室のエアコン設置について
11	12番	河野 龍二 議員 ① イノシシ対策について ② 私有地の災害復旧支援について

令和3年第3回長与町議会定例会  
議事日程（第1号）

令和3年9月7日（火）  
午前9時30分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	—	会議録署名議員の指名	
2	—	会期の決定	
3	—	議長報告	
4	—	行政報告	
5	報告 11	令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	
6	報告 12	長与町個人情報保護条例及び長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について	
7	報告 13	調停の申立て等に係る専決処分の報告について	
8	4 2	令和3年度長与町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて	
9	4 3	令和3年度長与町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて	
10	4 4	令和3年度長与町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて	
11	4 5	押印及び署名の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例	
12	4 6	長与町開発行為に関する条例	
13	4 7	令和3年度長与町一般会計補正予算（第6号）	
14	4 8	令和3年度長与町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）	
15	4 9	令和3年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	
16	5 0	令和3年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
17	5 1	令和3年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）	
18	5 2	令和3年度長与町水道事業会計補正予算（第1号）	
19	5 3	令和3年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）	
20	5 4	令和2年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について	

日程	議案番号	件名	備考
21	55	令和2年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
22	56	令和2年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
23	57	令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
24	58	令和2年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
25	59	令和2年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
26	60	令和2年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定について	
27	61	令和2年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定について	
28	62	町道路線の認定について	
29	63	長与町教育委員会委員の任命について	
30	64	人権擁護委員の推薦について	
31	—	一般質問	

## ○議長（山口憲一郎議員）

皆さんおはようございます。開会に先立ちまして皆様に申し上げます。新型コロナウイルス感染予防のため、場内でのマスク着用をお願いいたします。

ただいまから令和3年第3回長与町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、5番中村美穂議員、6番安部都議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月22日までの16日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月22日までの16日間に決定いたしました。

日程第3、議長報告を行います。議長報告であります。お手元に配布したとおりであります。次に請願陳情について申し上げます。請願、陳情につきましてはありません。以上で議長報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。行政報告の発言を許します。

吉田町長。

## ○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。さて、令和3年第3回長与町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には大変御多用の中に御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。本日から開会をしていただくわけでございますが、本議会におきましても令和2年度一般会計をはじめ、各会計の歳入歳出決算認定など多くの議案をお願いいたしております。長期間になることと存じますが、御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは6月から8月にかけての行政報告をさせていただきます。お手元に配布のとおり、例年で行っていただけたら各種大会や総会などが開催される時期でございますが、新型コロナウイルス感染防止のため、多くが中止や書面での開催となりました。主要な部分のみの御報告とさせていただきます。まず6月でございます。29日にはトヨタカローラ長崎株式会社と災害時に関する協定締結式を執り行いました。本協定は避難所の停電時に外部給電可能な車両による電力供給を行うものでございます。7月でございますが、13日には長崎県と被災者生活再建支援制度に関する協定書を書面にて締結いたしました。本協定は、国の支援制度の対象とならない被災世帯に対しても国の支援制度と同様の支援金を支給するもので、自然災害において住宅に著しい被害を受けた被災者の生活の自立への支援が、より広く行われるようになりました。また、21日には太陽建機レンタル株式会社と災害時に関する協定締結式を執り行いました。本協定は、災害発生時や災害発生のおそれのある場合に、町の要請に応じてレンタル資機

材を現地まで運搬、設置するものでございます。8月に入りまして、1日には「平和コンサート in ながよ」が2年ぶりに開催をされております。平和の尊さや戦争の惨禍の記憶を風化させることがないように、音楽に祈りを込め、長与町から平和への思いを発信したところでございます。そして9日の長崎原爆の日に、原爆犠牲者の慰霊のために例年実施をしております原爆受難者慰霊祭を執り行いました。また、20日には長崎県知事及び長崎県議会議長への要望を山口議長と連名で活動したところでございます。この要望活動は多様な行政課題に適切に対応し、持続可能で成熟したまちづくりのためのもので、一般国道207号の整備、高田南土地区画整理事業の整備促進、都市計画道路西高田線の整備促進、教育施設整備に必要な財源の確保、新型コロナワクチン接種の5項目をお願いしたところでございます。中村知事及び坂本県議会議長に対しまして、本町の抱える課題につきまして御理解をいただくとともに、その解決に向け、強く要望を行ったところでございます。今後も県に対しまして働き掛けを行い、要望項目の解決に取り組んでまいります。23日には、三協フロンテア株式会社と災害時に関する協定書を書面にて締結いたしました。本協定は、災害発生時や災害発生の恐れのある場合に、町の要請に応じて仮設トイレなどのユニットハウスを現地まで運搬、設置するものでございます。今回4件の協定を御報告いたしましたけれども、これらの協定が締結できたことは、町民の安全、安心を担う本町にとりまして大変心強く、町民の皆様の安心感の向上にも寄与するものと期待をしております。さて、全国的に新型コロナウイルスの感染が急増し、長崎県にまん延防止等重点措置が適用されました。本町におきましても引き続き感染症対策に万全を期するとともに、各支援に取り組んでまいります。次に載せております5,000万円未満の入札結果と併せて御参照いただければと存じます。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（山口憲一郎議員）

以上で行政報告を終わります。

日程第5、報告11、令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてから、日程第7、報告13調停の申立て等に係る専決処分等の報告についてまでの3件の発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、報告11から13につきましては、所管より報告をさせていただきます。

○議長（山口憲一郎議員）

森川企画財政部長。

○企画財政部長（森川寛子君）

それでは報告11令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告いたします。1健全化判断比率は実質赤字比率、

連結実質赤字比率及び将来負担比率は比率が算出されず、実質公債費比率は7.3%でございました。この比率につきましても、早期健全化基準及び財政再生基準を下回っております。また、2資金不足比率は、水道事業会計、下水道事業会計及び長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計の3つの会計で、いずれの会計も実質赤字に相当する資金の不足額がなく、資金不足比率は算出されておられません。

以上で報告を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子総務部長。

○総務部長（日名子達也君）

おはようございます。それでは報告12長与町個人情報保護条例及び長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして、報告をいたします。本報告は、デジタル社会の形成を図るための関係法令の整備に関する法律が令和3年5月19日に公布され、令和3年9月1日に施行されることによる、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、地方自治法第180条第1項の規定により、令和3年8月3日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。改正の概要につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第3号の次に新たに1号追加されたことに伴い、引用条項のずれを改めるために条例の一部を改正するもので、施行期日は令和3年9月1日としております。

以上で報告を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

栗山住民福祉部長。

○住民福祉部長（栗山浩二君）

それでは報告13調停の申し立て等に係る専決処分の報告について御報告させていただきます。本報告は、本町高田郷で発生した物損事故に係るもので、調停の申し立て等について地方自治法第180条第1項の規定により令和3年8月19日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。なお、調停の相手方につきましては、損害を与えている点を考慮し、氏名等を黒塗りとしております。事故の概要ですが、令和元年10月23日午後1時15分頃、高田郷内で発生したもので、住民環境課嘱託職員が町所有の車両を運転し本件事故発生場所付近を走行中、相手方宅前の道路を右折する際、安全確認不足により車両の右後輪部分を相手方宅の自宅の一番手前にあるポールに接触をさせ、当該ポールを損傷させたものでございます。当該ポールについては修理会社により修理が完了し、損害賠償の内容について粘り強く交渉を重ねてまいりましたが、和解が整わない状況でございました。これらの経過により修理会社への支払いを可能とするため、令和3年4月27日に修理会社と町との間で免責的債

務引受契約を締結し、町が加入する自動車損害共済により、当該修理費については令和3年5月18日に長崎県町村会より修理会社へ支払いが完了しております。町といたしましては、これ以上交渉を重ねても当事者同士での和解による解決を図ることが困難であると判断したため、本調停の申し立て等を行うものでございます。今後の方針については、代理人弁護士を選任して調停を遂行し、調停が成立した場合は和解への手続きとなります。また、調停が不調となれば本案の訴えの提起をし、判決の結果、必要がある場合は次の手続きへ進めさせていただきたいと考えております。以上で報告を終わります。

#### ○議長（山口憲一郎議員）

日程第8、議案第42号令和3年度長与町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについてから、日程第10、議案第44号令和3年度長与町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについてまでの3件を一括議題といたします。ただいま一括議題としています議案について提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

#### ○町長（吉田慎一君）

それでは、ただいま一括提案となりました議案第42号から第44号につきまして、提案理由を申し上げます。初めに議案第42号令和3年度長与町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて。本議案は、長崎県の新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮要請に伴う協力金支給事業が8月10日から8月23日までの14日間実施されることとなり、県の補正予算が8月6日に専決処分されたことを受けまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき同日付をもって専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。それでは予算書の1ページをお開きください。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,998万8,000円を追加し、補正後の総額を145億8,937万5,000円とするものでございます。補正の主な内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正により御説明をいたします。歳入の15款2項県補助金は、長崎県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金補助金及び同事務費補助金を計上いたしました。次に3ページをお願いいたします。歳出の7款商工費に長与町新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金の支給に伴う経費を計上いたしております。協力金の額は国の基準に基づき、店舗の事業規模や売上高等に応じて算定し、1店舗当たり1日につき2万5,000円から最大で20万円となっております。以上が補正予算の主な内容でございます。議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので御参照をお願いいたします。

続きまして、議案第43号令和3年度長与町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて。本議案は、議案第42号と同じく長崎県による営業時間短縮要請が8月24日から9月6日までの14日間延長されたことに伴う同協力金の追

加補正でございます。県の補正予算が8月20日に専決処分されたことを受け、地方自治法第179条第1項の規定に基づき同日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。それでは予算書の1ページをお開きください。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,998万8,000円を追加し、補正後の総額を146億1,936万3,000円とするものでございます。補正の主な内容でございますが、第3号の補正予算と同じく歳入の15款2項県補助金に長崎県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金補助金及び同事務費補助金を。歳出の7款商工費に長与町新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金の支給に伴う経費を計上いたしております。協力金の内容も第3号の補正予算と同様でございます。以上が補正予算の主な内容でございます。議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照を願います。

続きまして、議案第44号令和3年度長与町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて。本議案も議案第42号、議案第43号と同じでございます。長崎県による営業時間短縮要請が9月7日から9月12日までの6日間、再度延長されたことに伴う追加補正でございます。県の補正予算が8月26日に専決処分されたことを受け、地方自治法第179条第1項の規定に基づき同日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。それでは予算書の1ページをお開きください。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,285万2,000円を追加し、補正後の総額を146億3,221万5,000円とするものでございます。補正の主な内容の第3号及び第4号と同様に、歳入の15款2項に同補助金を、歳出の7款商工費に同協力金の支給に伴う経費を計上いたしております。協力金の内容も積算日数が異なることを除いては、第3号及び第4号の補正予算と同様でございます。以上が補正予算の主な内容でございます。議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照を願います。

以上が議案第42号から第44号の提案理由でございます。御承認のほどよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（山口憲一郎議員）

日程第11、議案第45号押印及び署名の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例、日程第12、議案第46号長与町開発行為に関する条例の2件を一括議題とします。

ただいま一括議題とした議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

#### ○町長（吉田慎一君）

それでは議案第45号及び第46号につきまして、提案理由を申し上げます。

初めに議案第45号押印及び署名の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、本議案は今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応に際し、町民等の行政手続きに係る負担の軽減及び利便性の向上を図るとともに、テレワーク等の推進、

また、将来的な行政デジタル化を見据えた体制整備を趣旨とするものでございます。総務省発出の「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しに関する通知」に準じて、押印及び署名を求める手続きを全庁的に見直すために、所要の改正を行うものでございます。第1条では、長与町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正といたしまして、職員のサービスの宣誓行為に関し、これを任命権者等の面前において署名することによる旨の規定を宣誓書の提出によることに改正しております。第2条では、学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正といたしまして、学校職員のサービスの宣誓行為に関し、一般職員と同様の旨、改正をしております。第3条では、長与町固定資産評価審査委員会条例の一部改正といたしまして、第4条第4項を削る改正規定では、地方税法第432条の規定に基づく固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査申出書の押印手続きを廃止しております。第7条第3項の改正規定では、審査申出人による口頭意見陳述に係る調書について、固定資産評価審査委員会委員及び書記の署名押印を廃止し、記名することとしております。第8条第5項の改正規定では、口頭審理手続による口述書について、提出者の署名押印手続を廃止しております。第8条第8項の改正規定では、口頭審理に係る調書について、固定資産評価審査委員会委員及び書記の署名押印を廃止し、記名によることとしております。第9条第2項の改正規定では、審理手続中における実地調査に係る調書につきまして、固定資産評価審査委員会委員及び書記の署名押印を廃止し、記名によることとしております。第10条第2項の改正規定では、審理手続における委員会の議事の調書について、固定資産評価審査委員会委員及び書記の署名押印を廃止し、記名によることとしております。第4条では、長与町火入れに関する条例の一部改正といたしまして、森林法第21条の規定に基づく許可申請手続に用いる様式において、押印手続きを廃止しております。

なお、附則につきましては、施行期日を令和3年10月1日としております。

続きまして、議案第46号長与町開発行為に関する条例につきまして、現在、町内で行われている開発行為につきましては、長与町土地開発に関する条例及びこれに基づく長与町開発行為等指導要綱に定めるところにより、開発行為に関する指導等を行っております。しかしながら、長与町土地開発に関する条例は簡略な構成となっており、実際に行っている事務手続きは、主として開発指導要綱に依拠して運用されてきた経緯があり、条例におきましては、事務手続きが網羅的に規定されていないのが現状でございます。以上のことから、現行条例及び開発指導要綱に基づき実施している実務上の手続きの整理を図り、手続き要件を明確化した条例、及びその関連規定を整備するために本条例を提案するものでございます。第1条は、この条例の目的について、第2条では、この条例で使用する用語の定義について規定をしております。本条例の目的を達成するため、第3条で、町等の責務について規定をしております。第4条は、町の行政区域内において開発区域の面積が1,000平方メートル以上の開発行為、そのほか規則で定める行為を行う場合、町と事前に協議しなければならないことを規定しております。なお、

国又は地方公共団体が行う開発行為、都市計画法第29条の許可を受けて行う開発行為及び非常災害のための応急措置として行う開発行為等については適用除外としております。第5条は、開発協議申し出があったときに行う協議事項について規定しております。第6条は、開発協議の申し出をしようとする者は、あらかじめ開発行為の計画を近隣に居住する町民、その他関係者へ周知し、理解が得られるようにしなければならないことを規定しております。第7条は、開発行為の設計に係る設計図書は規則で定める資格を有する者の作成したものでなければならないことを規定しております。第8条は、開発行為に関係がある公共施設及び開発行為により設置される公共施設の管理担当者又は管理担当予定者とあらかじめ協議しなければならないことを規定しております。第9条は、開発協議を終えたときは、その結果を事業者へ通知することを規定しております。協議結果通知を受けた事業者は、協議事項を変更しようとするときは第10条において変更協議を。また、協議結果通知を受けた日の翌日から起算して1年を経過する日後に着手するときは、第11条において再協議を行わなければならないことを規定しております。第12条は、開発行為の工事に着手したときの報告、また第13条は、工事が完了したときの報告及び完了検査の実施と検査済証の交付について規定しております。第14条は、事業者は、開発区域内の土地における建築物の建築については、検査済証の交付を受けたあとに行うことを規定しております。第15条は、事業者は開発行為に関する工事を廃止したときは、町へ報告しなければならないことを規定しております。第16条は、開発行為により設置された公共施設の管理について。また、第17条は、公共施設の用に供する土地の寄付について規定をしております。第18条は、必要な限度において事業者に対し報告もしくは資料の提出を求め、または立入調査を行うことができることを規定しております。第19条は、開発協議をせずに工事に着手したときのほか、各号に該当するとき、その者の氏名及び住所並びにその事実を公表することができることを規定しております。第20条は、規則への委任について規定しております。

なお、附則におきまして、事業者等への周知及び事務的な移行期間が必要であることから、本条例の施行期日を令和4年1月1日としております。また、本条例の施行に伴い、長与町土地開発に関する条例は廃止させていただきます。

以上が議案第45号及び第46号の提案理由でございます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

#### ○議長（山口憲一郎議員）

日程第13、議案第47号令和3年度長与町一般会計補正予算（第6号）から日程第19、議案第53号令和3年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）までの7件を一括議題とします。ただいま一括議題とした議案について、提案理由の説明を求めます。吉田町長。

#### ○町長（吉田慎一君）

それでは、引き続き一括提案となりました議案第47号から第53号につきまして提

案理由を申し上げます。

初めに議案第47号令和3年度長与町一般会計補正予算（第6号）につきまして御説明を申し上げます。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ694万5,000円を追加いたしまして、補正後の総額を146億3,916万円とするものでございます。補正の主な内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正により御説明を申し上げます。歳入の10款地方交付税は、令和3年度における普通交付税の確定に伴い予算未計上分を計上いたしました。18款繰入金では、前年度決算額確定による駐車場事業特別会計からの繰入金を計上。また、財政調整基金及び減債基金への繰り戻しを行っております。21款町債では、発行可能額が確定した臨時財政対策債の増額、及び急傾斜地管理事業充当起債を追加計上いたしております。

続いて3ページの歳出の主なものを御説明いたします。2款総務費では、水道局会議室の空調機に係る修繕料を計上。3款民生費では、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、緊急ショートステイ事業補助金を計上いたしております。6款農林水産業費では、農村地域防災減災事業負担金を計上。8款土木費では、空き家住宅等実態把握調査委託料を計上。12款公債費は、歳入における減債基金繰入金の減額補正に伴う財源の組み替えでございまして、歳出額の増減はございません。4ページの第2表地方債補正では、発行可能額が確定した臨時財政対策債の限度額の変更及び急傾斜地管理事業に係る限度額の追加をお願いいたしております。

以上が補正予算の主な内容でございます。議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照を願います。

続きまして、議案第48号令和3年度長与町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ152万2,000円を追加しまして、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ818万1,000円とするものでございます。

それでは歳入につきまして御説明をいたします。予算書の2ページをお開きください。2款1項繰越金は、令和2年度駐車場事業特別会計決算における剰余金の確定に伴い、152万2,000円を増額計上しております。

次に歳出につきまして御説明をいたします。3ページをお開きください。1款1項総務管理費でございますが、一般管理費81万円を増額計上しております。2項繰出金でございますが、一般会計繰出金71万2,000円を増額計上しております。

以上が補正予算の主な内容でございます。議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

続きまして、議案第49号令和3年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億869万5,000円を追加し、補正後の総額を40億5,148万1,000円とするものでございます。それでは歳入につきまして御説明をいた

します。予算書の2ページをお開きください。6款1項繰越金は、令和2年度決算に伴う繰越額が確定しましたので、1億869万5,000円を増額計上いたしております。

次に歳出につきまして御説明をいたします。3ページをお開きください。8款1項予備費は、収支の調整として1億869万5,000円を増額計上いたしております。

以上が補正予算の主な内容でございます。議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照をお願いします。

続きまして、議案第50号令和3年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ93万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を5億6,326万6,000円とするものでございます。それでは歳入につきまして御説明を申し上げます。予算書の2ページをお開きください。4款1項繰越金は、令和2年度決算に伴う繰越額が確定いたしましたので、93万5,000円を増額計上いたしております。

次に歳出につきまして御説明をいたします。3ページをお開きください。2款1項後期高齢者医療広域連合納付金は、令和2年度からの繰越金のうち、出納整理期間に収納した令和2年度の保険料を納付金として長崎県後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございまして、93万5,000円を増額計上いたしております。

以上が補正予算の主な内容でございます。議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので御参照をお願いします。

続きまして、議案第51号令和3年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、保険事業勘定におきまして、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億9,767万5,000円を追加いたしまして、補正後の総額を31億203万9,000円とし、介護サービス事業勘定におきましては、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ45万3,000円を追加いたしまして、補正後の総額を3,159万円とするものでございます。

補正の内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正により御説明を申し上げます。保険事業勘定の歳入につきまして、3款国庫支出金1項国庫負担金は、令和2年度介護給付費の確定に伴う追加交付分でございます。8款繰越金1項繰越金は、前年度決算に伴い確定した繰越額を計上いたしております。

続きまして、歳出について御説明を申し上げます。3ページをお開きください。6款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、令和2年度の介護給付費に係る支払基金交付金の額、県負担金の額並びに地域支援事業費に係る国、県及び支払基金の交付金の額の確定に伴う返還金でございます。7款予備費1項予備費は、歳入の補正額から歳出予定補正額の差引額を計上いたしております。次に4ページをお開きください。介護サービス事業勘定の歳入につきましては、2款繰越金1項繰越金は前年度決算に伴い確定した繰越額を計上いたしております。5ページをお開きください。2款予備費1項予備費は、歳入の補正額を予備費として計上するものでございます。

以上が補正予算の主な内容でございます。議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、議案第52号令和3年度長与町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は第2条、予算第3条収益的収入及び支出の収入において、第1款水道事業収益を533万9,000円増額し、補正後の収益総額を8億834万円といたしております。これは機構改革に伴う負担金の増額によるものでございます。また同条の支出において、第1款水道事業費用を454万6,000円減額し、補正後の費用総額を7億2,292万4,000円といたしております。これは人事異動に伴う職員給与費の減額によるものでございます。次に第3条、予算第4条資本的収入及び支出の支出におきまして、第1款資本的支出を4万1,000円増額し、補正後の支出総額を3億5,471万7,000円といたしております。これは固定資産の処分に伴う国庫補助金返還金の増額によるものでございます。次に第4条、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額のうち、（1）職員給与費を454万6,000円減額し、9,872万1,000円といたしました。人事異動に伴うものが主なものでございます。

以上が今回の補正予算の主な内容でございます。議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので御参照願います。

続きまして、議案第53号令和3年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は第2条、予算第3条収益的収入及び支出の支出において、第1款下水道事業費用を991万4,000円減額し、補正後の費用総額を9億3,814万1,000円といたしております。これは機構改革に伴う負担金の増額及び人事異動に伴う職員給与費の減額によるものでございます。次に第3条、予算第4条資本的収入及び支出の支出において、第1款資本的支出を744万7,000円増額し、補正後の支出総額を5億8,195万7,000円といたしております。これは人事異動に伴う職員給与費の増額によるものでございます。次に第4条、予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額のうち、（1）職員給与費を780万6,000円減額し、7,179万7,000円といたしました。機構改革に伴うものが主なものでございます。

以上が今回の補正予算の主な内容でございます。議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので御参照願います。

以上が議案第47号から第53号の提案理由でございます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

#### ○議長（山口憲一郎議員）

日程第20、議案第54号令和2年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第27、議案第61号令和2年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についてまでの8件を一括議題とします。

ただいま一括議題とした議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、ただいま一括提案となりました議案第54号から第61号につきまして、提案理由を申し上げます。まず議案第54号令和2年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第59号令和2年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの議案6件につきまして、提案理由を申し上げます。本議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の決算審査意見書をつけまして、議会の認定に付するものでございます。

決算額といたしましては、一般会計が歳入総額191億8,490万7,572円、歳出総額181億2,493万1,665円。駐車場事業特別会計が歳入総額834万7,628円、歳出総額682万3,962円。国民健康保険特別会計が歳入総額41億1,043万271円、歳出総額40億173万3,514円。後期高齢者医療特別会計が歳入総額5億4,709万6,871円、歳出総額5億4,616万1,371円。介護保険特別会計の保険事業勘定では、歳入総額29億8,832万792円、歳出総額27億8,515万892円。同じく介護サービス事業勘定では、歳入総額2,565万5,369円、歳出総額2,520万1,113円。土地区画整理事業特別会計では、歳入総額9億9,625万299円、歳出総額9億8,935万1,286円となっております。

次に、議案第60号令和2年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定について及び議案第61号令和2年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についての議案2件につきまして、提案理由を申し上げます。本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づく剰余金処分、併せて同法第30条第4項の規定に基づく決算を監査委員の決算審査意見書をつけまして、議会の認定に付するものでございます。

その内訳といたしましては、水道事業におきましては、事業収益8億2,634万9,599円、事業費用6億5,853万8,875円、資本的収入1億5,295万5,000円、資本的支出2億6,291万5,621円、当年度純利益1億4,875万7,800円、当年度未処分利益剰余金1億4,875万7,800円。

下水道事業におきましては、事業収益10億5,114万8,669円、事業費用9億4,371万2,800円、資本的収入2億6,887万7,145円、資本的支出4億6,795万8,623円、当年度純利益9,330万8,192円、当年度未処分利益剰余金9,330万8,192円となっております。

以上が議案第54号から第61号までの各会計の決算等の説明でございます。詳細につきましては、一般会計特別会計におきましては歳入歳出決算事項別明細書及び主要な施策の成果に関する報告書を、企業会計におきましては決算附属書類を添付いたしておりますので、御参照賜りたいと存じます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、代表監査委員に決算審査の報告を求めます。

中川代表監査委員。

**○監査委員（中川勝秀君）**

皆さんおはようございます。大変お疲れさまです。監査委員の中川です。よろしくお願いをいたします。それでは議長から許可をいただきましたので、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により、令和2年度長与町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに基金について審査した結果を報告いたします。

お手元の意見書の1ページをお開きください。審査の対象として令和2年度長与町一般会計、駐車場事業特別会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計の歳入歳出決算と基金の運用状況について実施いたしました。審査の期間は令和3年7月5日から7月20日まで。審査の方法は町長から提出された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運営状況を示す書類について、会計管理者、各部長、理事、各課長、関係職員の出席を求め、説明を聴取し、関係法令に準拠し調製されているか、財政運営は健全か、財産の管理運営は適正であるか、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、関係帳簿及び証拠書類との照合など、通常実施すべき書類審査方法のほか、現地調査、備品調査も実施し、慎重に審査を行いました。提出された資料の計数審査の結果、一般会計及び特別会計決算は関係法令に準拠し作成され、決算計数は関係諸帳簿と証拠書類を照合した結果、誤りのないものと認めました。各基金の運用状況を示す書類の計数についても関係諸帳簿と証拠書類は符合しており、誤りないものと認めました。各会計と基金、町債の詳細につきましては、2ページから23ページに記載していますので御参照ください。

次に、地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和2年度長与町水道事業会計、下水道事業会計の決算について審査した結果を御報告いたします。お手元の意見書24ページからを御参照ください。審査の期間は令和3年7月1日、2日に実施しました。審査の方法は、町長から提出された決算報告書及び財務諸表、決算附属書類など、政令で定めた書類について、水道局長、課長、関係職員及び会計管理者の出席を求め、説明を聴取し、決算計数の確認及び分析を行い、経営成績、財政状態の把握、経済性の発揮、公共性の確保を主眼として審査を行いました。審査の結果として、各会計の決算報告書、財務諸表及びその他の書類は、地方公営企業法及び関係法令に準拠して作成され、その計数は正確で、令和2年度における経営成績及び当該年度末の財政状況は適切に表示されていた。また、当該年度における各事業の予算執行の結果は適正に執行されていると認めた。なお、今回の審査報告は新型コロナ禍の中、詳細説明は省略させていただきましたので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

**○議長（山口憲一郎議員）**

日程第28、議案第62号町道路線の認定についてを議題とします。

ただいま議題とした議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは引き続き、議案第62号町道路線の認定について提案理由を申し上げます。議案のあとに参考資料として、位置図及び町道認定路線図を添付しております。路線図には起点を○、終点を△で表示しておりますので御参照ください。本議案は道路法第8条第2項の規定により、町道路線の認定をお願いするものでございます。対象となる路線につきましては、路線番号969中通線、民間開発行為の道路整備に伴い、新たに認定をするものでございます。

以上、1路線の町道認定につきまして御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

日程第29、議案第63号長与町教育委員会委員の任命について、日程第30、議案第64号人権擁護委員の推薦についての2件を一括議題とします。

ただいま一括議題とした議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは議案第63号及び第64号につきまして提案理由を申し上げます。

初めに議案第63号長与町教育委員会委員の任命についてでございます。長与町教育委員として、平成29年10月から1期4年間にわたり、長与町教育行政の推進のために御尽力いただいております仁田千都子委員の任期が今月末をもって満了いたします。私といたしましては引き続き長与町教育委員として任命したいと考えておりますので、御提案を申し上げ、議会の同意をお願いする次第でございます。仁田氏につきましては吉無田郷にお住まいでございます。これまで長与町の教育振興のため御尽力を賜っており、教育関係に深い理解と意欲をお持ちの方でございます。人格、識見ともに長与町教育委員として適任者であると確信いたしておりますので、御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第64号人権擁護委員の推薦についてでございます。任期満了となりました委員の後任として、荒木重臣氏を法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。荒木氏は昭和58年4月から長与町職員として勤務され、福祉部門では相談業務を、議会事務局では議会の調整を担当し、その後は総務部長を歴任されるなど、住民福祉の向上、職場環境の整備に尽力されました。その後、平成30年4月から現在に至るまでは長与町公共施設等管理公社の職員として勤務されています。そのほか住所等につきましては、お手元の議案書に記載のとおりでございます。人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について深い御理解のある方と確信をしておりますので、御推薦くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

場内の時計で13時10分まで休憩をいたします。

（休憩 10時31分～13時10分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第31、一般質問を行います。通告順に発言を許します。

質問並びに答弁は、会議規則第54条第1項の規定を遵守し、簡明をお願いします。

なお、通告外にわたっての発言はできないことを申し添えます。

通告順1、内村博法議員の①医療的ケア児への支援について、②ヤングケアラーへの支援について、③長与町第3次地域福祉計画の策定についての質問を同時に許します。

7番、内村博法議員。

○7番（内村博法議員）

皆さん、こんにちは。今日初めてトップバッターを務めさせていただきます。よろしくお願いたします。それでは、早速質問に入らせていただきたいと思います。

①医療的ケア児への支援について。痰の吸引や人工呼吸器装着などの医療行為が日常的に必要な医療的ケア児とその家族に対する「医療的ケア児支援法」が6月に成立しました。9月施行となっております。保育所や学校への看護師などの配置や、全国に支援拠点を配置することが柱となっており、適切な対応を取ることを国や自治体の責務としております。大変厳しい生活環境に置かれている医療的ケア児については緊急性に鑑み、優先課題として実態把握と支援を急ぐ必要があります。そこで、次のとおり質問いたします。（1）医療的ケア児は、厚生労働省の推計によりますと全国に約2万人いるとされております。本町の医療的ケア児の実態はどのようになっているか。また、医療技術が向上したことで、出生時に疾患や障害があり、これまでであれば命を落としていた赤ちゃんを救うことができるようになり、医療的ケア児は増加傾向にあるとされております。本町の傾向はどうか。（2）医療的ケア児支援法によりますと、保護者の付き添いなくても適切な支援を受けられるよう、保育所や学校に看護師などを配置することになっています。また、自治体が支援を拡充する必要がある施設として、保育所、幼稚園、小中学校、高校、放課後児童クラブと広範囲にわたっております。各施設における受け入れ体制などの具体的な支援はどのように考えているのか。（3）各都道府県に、家族の相談に応じ情報提供や助言をする医療的ケア児支援センターを設置することになっていますが、本町との役割分担はどうなるのか。

②ヤングケアラーへの支援について。障害や病気のある家族の介護や世話をしている18歳未満の子どもを指すヤングケアラーにつきましては、昨年12月の一般質問において「町内にも一定の方々がいることは認識しているが、どの程度いるかの実態把握まではできていない」との答弁がありました。その後、国による初の実態調査が実施され、中学2年生は5.7%、全日制高校2年生は4.1%などの調査結果が公表されております。

す。また、長崎市では市立小中学校の生徒54人にその可能性があると報道されております。ヤングケアラーにつきましては、①の医療的ケア児と同様に大変厳しい生活環境に置かれており、優先課題として実態把握と支援を急ぐ必要があります。そこで次のとおり質問いたします。（1）本町のヤングケアラーの実態はどのようになっているか。

（2）ヤングケアラーへの支援はどのように考えているか。（3）ヤングケアラーの負担軽減として後見人の活用も考えられる。積極的に後見人の活用を検討したらどうか。

③長与町第3次地域福祉計画の策定について。社会福祉法に基づく本町の地域福祉計画については、平成28年度から6年間の計画である第2次地域福祉計画が今年度で終了し、来年度から第3次地域福祉計画がスタートします。そこで、次のとおり質問いたします。（1）第3次地域福祉計画の今後の策定スケジュールはどのようになっているのか。（2）第3次地域福祉計画の基本的な方針と主要な施策は何か。（3）西海市や雲仙市では、新規施策として地域福祉計画の中に再犯防止や自殺防止対策などを導入しております。特に再犯防止につきましては再犯防止推進法に基づき、各自治体は再犯防止推進計画を定める努力義務があり、長崎県は今年3月に再犯防止推進計画を作成しております。本町でも、県や他自治体を参考にして導入を検討したらいかがですか。

（4）第2次地域福祉計画では、長与町社会福祉協議会が地域福祉活動計画を策定しているが、第3次福祉計画においても同様になるのか。また、本町との役割分担はどのようになるのか。以上、質問しますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、本定例会の最初の質問者であります内村議員の御質問にお答えをいたします。まず1番目1点目、医療的ケア児への支援の中で、本町の医療的ケア児の実態はどのようになっているのか。そしてまた本町の傾向についての御質問でございます。長与町が把握をしております医療的ケア児は、令和元年度が未就学児6名、うち在宅5名、高校生が2名、うち在宅0名の計8名。令和2年度が未就学児6名、うち在宅4名、高校生2名、うち在宅0名の計8名。令和3年度が未就学児7名、うち在宅が5名、小学生1名、うち在宅0名、高校生1名、うち在宅0名の計9名となっております。長与町におきましても、医療的ケア児は昨年度よりも1名増えておりますが、実際に看護師の配置等を行って医療的ケアを行っているケースは1名となっております。次に2点目でございます。各施設における受け入れ体制などの具体的な支援はどのように考えているのかというお尋ねでございます。長与町内の保育所、幼稚園等につきましては、利用希望児童の状況が安定しており、保護者が就労開始を考え、当該児童の集団保育を希望した場合に、希望先施設が当該児童の状況を確認し、安全に児童を預かることができるのかを人的配置、施設面等から慎重に検討をしたのちに、安全な受け入れが可能であるかを判断している状況でございます。また、町立の小中学校につきましては、一人一人の

子どもが必要とする医療的ケアの内容に即して、学校の施設設備が対応できるか、改修が可能な内容か、学校への看護師等の配置や訪問介護ステーションからの看護師の派遣等について研究を進めてまいりたいと考えております。さらに入学の数年前から保護者と教育委員会、そして県教育庁担当者らと協議を重ね、子どもにとってより良い環境が提供できるように努めているところでございます。今後、町といたしましても支援機関に対する研修会の開催や人的配置に対する支援体制の強化など、一人一人のニーズに寄り添った支援を行っていきたいと考えております。続きまして3点目の県に医療的ケア児支援センターを設置することになっているが、本町との役割分担はどうなるのかという質問でございます。医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律は、令和3年6月18日に公布され、9月18日から施行されるスケジュールになっております。議員御指摘の医療的ケア児支援センターにつきましては、まだ、国より県に詳細な内容が示されていない状況で、現時点では、町といたしましてもどのような役割を担うのか、詳細が掴めていない状況でございます。今後、国からの通知の内容を検討いたしまして、県と町の役割分担につきましても協議を行ってまいりたいと考えております。

次に大きな2番目のヤングケアラーへの支援で、1点目の本町のヤングケアラーの実態はどうなっているかという御質問でございます。ヤングケアラーは家庭内のデリケートな問題であることなどから表面に出にくい構造でございます。また、福祉、介護、医療、学校など、関係機関におけるヤングケアラーに関する研修等が十分でなく、町もヤングケアラーの現状把握が大変難しく、実態を正確には把握できておりません。しかしながら、長与町要保護児童対策地域協議会で把握している要保護、要支援児童等につきましては、家庭等の状況等を把握する中で、ヤングケアラーの可能性のある子どもを把握しているところです。また、町立小中学校におきましては児童3名、生徒2名の5名をヤングケアラーの可能性のある児童生徒として推察をしているところでございます。現在、教育委員会を通じて、町内の小中学校に依頼しております長崎県のヤングケアラー実態調査の結果を踏まえ、今後、教育委員会など関係機関と連携を図り、ヤングケアラーの実態の把握に努めてまいりたいと考えております。そして2点目のヤングケアラーへの支援はどのように考えているかという御質問でございます。ヤングケアラーは社会的認知度が低く、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や保護者など周囲の大人が「支援が必要な状況」であるという認識が無いなどの理由で、子どもからのSOSが出にくく、支援に繋がりにくいのが実態でございます。町といたしましても、ヤングケアラーという言葉の認知度向上と実情に関する理解が進むよう、普及啓発等の取り組みを今後とも推進していきたいと考えております。さらにヤングケアラー本人の負担を軽減できるよう、様々なサービスに繋げていかなければならないと考えております。今後関係機関や関係課等と連携を図りながら、ヤングケアラーである子どもが子どもの権利を奪われることなく、適切な教育を受け、健やかな成長と教育の機会、自由が約束されるような生活が送れるような取り組みを進めていきたいと考えております。3点目の

ヤングケアラーの負担軽減として、後見人の活用を検討したらどうかという御提案でございます。ヤングケアラーの子どもたちが行うケアの内容は、家族の病気や障害の種類や程度、ケアが必要とされる頻度、家族構成などによって異なってまいります。また、それぞれのケースでヤングケアラーが必要としている支援も異なります。なお、後見人が必要なケースにおいては、後見人制度は本人を守り負担軽減を図る支援策の一つであると考えております。ヤングケアラー本人やその家族の意思を尊重しながら、本人の進学や就職等の支援を行ったり、負担軽減を図るサービスに繋げるなど、ケアラー本人に寄り添いながら必要な支援の拡充に繋げていきたいと考えているところでございます。

続きまして、大きな3点目の長与町第3次地域福祉計画の策定について、策定スケジュールについてのお尋ねでございます。第3次地域福祉計画の策定につきましては、長与町地域福祉計画推進委員会において御審議をいただくことになっており、策定までに3回の委員会を予定しているところでございます。スケジュールといたしましては、住民意識調査を7月に実施をしており、今後、調査結果や関係課に対する施策調査等を踏まえて、骨子案の作成、素案の作成を進め、1月にパブリックコメントを実施し、3月の策定を予定しているところでございます。2点目の計画の基本的な方針と主要な施策は何かという御質問でございます。地域福祉計画は社会福祉法に定められた市町村地域福祉計画として策定するもので、長与町第10次総合計画を上位計画とし、障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉などの各計画との整合性を図るとともに、地域を基盤として各福祉分野を横断的に繋ぎ、共通する課題の解決を目指す計画として位置づけられておるところでございます。また平成29年の社会福祉法改正により、地域福祉計画が各福祉分野の個別計画に対する上位計画として位置づけられることとなり、各福祉分野との連携の強化と効果的な福祉の推進を図るということになっております。本町における基本的な方針や主要な施策につきましては、国の大きな方向性や本町の現状を踏まえた上で検討を進めていくこととしており、今後、推進委員会の審議を経て決定をしていくという形になってまいります。3点目の再犯防止推進計画の策定でのお尋ねでございます。再犯防止推進計画につきましては、平成28年に施行された再犯防止推進法に基づき策定するものでございまして、国及び県の再犯防止推進計画を勘案し、地域福祉の推進を目的とした第3次地域福祉計画において、一体的に策定を行うこととしておるところでございます。4点目の地域福祉活動計画の策定についてのお尋ねでございます。地域福祉活動計画の策定につきましては、地域福祉計画との整合を図りながら、社会福祉法第109条の規定で地域福祉の推進役として位置づけられている社会福祉協議会が中心となって策定を行うものでございます。また、地域福祉推進のための理念や仕組みを作る地域福祉計画と、それを実行するための活動、行動の在り方を定める地域福祉活動計画の2つが車の両輪のように、住民をはじめとする地域福祉の推進に関わる様々な担い手の参加と協力を得ながら取り組みを展開するという共通の目的を持つものであることから、両計画を一体的に策定することとしているところでございます。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

先程の答弁の確認で、医療的ケア児の実態ということで令和3年度の9名の内訳をもう一度説明していただけますか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

未就学児7名、うち在宅5名、小学生1名、うち在宅0名、高校生1名、うち在宅0名の9名でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

それと、ヤングケアラーの人数を再度お願いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

ヤングケアラーの人数なんですけれども、実態につきましてはまだ分かっていないんですが、一応小中学校の方で把握をしている人数ということで、児童3名、生徒2名の5名がヤングケアラーの可能性のある児童生徒と推察しています。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

医療的ケア児につきまして幾つか質問したいと思います。医療的ケア児は2016年に成立した改正児童福祉法で初めて法律上明記され、適切な支援を行う努力義務が自治体に課されたと、こういうふうになっているわけですよね。しかし、今日までやっぱり家族にとっての大きな悩みっていうんですかね、預け入れ先が無かったり、なかなか見つからない。それから、通学が認められても保護者の付き添いを求められるケースがあるとか、多いとか、そのため受け入れが思うように進まず、母親が離職せざるを得ないなど、家族への負担が大きいのし掛かっているわけです。加えて「日常は子どもの看護で夜も眠れない苛酷な生活がある」と聞いているんですよ。だから、まだ不十分だなということで、今回の医療的ケア児支援法が制定に至ったと聞いております。さらに自治体の努力義務から責務となった、実施しなければならない義務となっております。今回の法律はそこが一番重要なところではないかなと思っております。言ってみれば任意的な法律、法規的な内容から、強行法規的な内容に変更になったと私は理解しております。全てが全て強行法規というものはないかもしれませんが、全体としてはそういう

基調になっております。そこで、本町はこれまでどのような対応をしてきたのか。続けて言いますけども、こういう児童には特別児童手当が支給される制度があるんですよね。今、言われた対象者は支給されてるのかどうか。まず、これをお伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

町として医療的ケア児の実態というのを把握したのが、西彼保健所で西海、長与、時津の1市2町で医療的ケア児の調査を行ったところからが町として医療的ケア児を把握した始まりになります。それまでは、それぞれ担当で把握をして、その子どもに合った福祉サービスに繋いだりだとか、施設の方に入所されたりとかいう対応を、それぞれの課で取っていた状況でございます。議員がおっしゃった特別児童扶養手当ですけれども、心身に中度、重度の障害がある20歳未満の児童を養育している父や母、もしくは養育者の方に対して支給をされる手当になりますが、9名のうち8名の方が支給を受けております。1名が重度、中度の障害まで至らないということで支給を受けておりません。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

医療的ケア児及び家族に対する支援は、ほかの健康な児童と同じく一緒に教育を受けられるように最大限に配慮しなさいとなっているんですね。いろんな関係先が多いわけで、学校があれば、福祉サービス部門もあるし、あるいは介護保険の分野も連携して行っていかなければならないと法律にも書いてあるし、私もそう思います。したがって、本町の組織体制、先程、要保護児童対策地域協議会の答弁がありましたけども、その中で支援していくのか、そして窓口はどのようなものか。私もちょっと新聞見ましたら、長崎県は要対協で登録して、その中で支援していくという方針を出されると聞いているんですよ。だから、その方針に従って長与町も早期発見、早期支援に努めていくのか。そして相談窓口は実際にどこがやっていくのか。そこをお聞きしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

医療的ケア児につきましては要対協ではなくて、長与町地域自立支援協議会の中にある「こども部会」で、医療的ケア児の連携を取っている状況でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

そうすると、窓口はこども政策課になるんですか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

窓口は、こども政策課になります。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

要対協でなくても、実質そういうのをされていく組織があれば、それはそれでいいと思います。要対協は老人の介護保険関係とか、そういうのが入ってないんですね、メンバーの中に。だからそういう意味じゃ、先程言った子ども自立ですか、そういう関係部分を入れたところで対応された方が良いのではないかなと思います。よろしくお願いたします。次に、現在コロナ対応で医療従事者の確保というのはなかなか難しいかもしれませんが、看護師の確保というのが、この法律では一番重要になってくるんですけど、確保とか、配置とかしていかないといかんようになるんですけども、基本的にはこの看護師の確保はどのような方法で行っていくのか、そこを知りたいと思います。今の構想で構いませんけども、どのような構想で行くのか。いろんな自治体では直接採用とか、いろんな採用の方法を取っておられますけど。あるいは病院からの派遣とか、いろいろ方法ありますけども、どのような方向でいくのか、御説明いただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

学校といたしましては、先程、議員御指摘のように直接看護師等の雇用及び病院、あるいは訪問介護ステーション等への委託による派遣等、体制の整備に向けた研究を進めていきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

学校の看護師の給与が安いとか、そういう問題もありまして、なかなか確保が難しいというふうに聞いております。先進地の大阪府豊中市ですか、あそこはもう前からずっと教育委員会が公募で採用しているんですけども、それでも看護師が給与が安いとか、非常に採用に苦労されている。それで今年から、私立の病院に負担を払うから、病院から派遣してもらおうと。そしたら賃金の格差もなくなるということで、今年4月から始められたという所もありますし、今後研究していければいいんじゃないかなと思います。とにかく看護師の確保が一番重要ですから、よろしくお願いたします。それから痰の吸引については看護師でない資格もあるそうです。支援法の解説の中でも、保育園では保育士とか、もしくは保育教諭の配置で代用できるっていうのも出ておりますし。それから学校では介護福祉士が挙げられているんですよ。だから、そういうことも検討され

たらどうかと思いますけど、考えは何かありますか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

実際に現在受け入れを行っている高田保育所におきましては、3人の保育士が痰吸引の研修を受けて、そちらをできるように体制を整えている状況でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

御指摘のように、医師免許や看護師等の免許を有しない者の医療行為につきましては、医師法等の関係法規によって禁止されておりますが、平成24年の社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正によりまして、看護師等の免許を有しない者であっても、喀痰吸引等研修を修了して、認定特定行為業務従事者として都道府県知事に認定を受けた場合は、医療的ケアのうちの喀痰吸引と経管栄養の一部に限って行うことができます。養護教諭に限らず、医師や看護師等の免許を有する者や認定特定行為業務従事者としての認定を受けた者であれば、喀痰吸引は実施できますので、そうした方策も視野に入れながら検討していきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

学校の養護教諭は何か資格持っているんですか、そういう医療的な。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

養護教諭の中にも看護師資格を有している者はおりますけれども、それがイコールではございません。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

痰の吸引とか、必ずしも看護師の資格でなければならないということではないわけで、そういったのを活用していただいて、できるだけ対応していただくというのが一番現実的にはやりやすいのではないかなと思って質問させていただきました。

次に、医療的ケア児支援法を見ますと医療的ケア児、「児」は18歳未満ですけども、それ以降も切れ目ない支援をお願いするというのが、この法律の趣旨になっているんですよ。そうしますと、その後の支援っていうのは、いわゆる通常の大人の障害福祉サービスに繋げていくということなのか。法律にはそこまで謳っていませんけども、そ

うということかなと理解しているんですけども、その辺りどのように考えておりますか。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

18歳以上につきましては、障害者福祉として実施をしていくことになります。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

最後ですけれども、医療的ケア児は社会的弱者という救済に立てば、やっぱり政治に携わる者にとっては政治の基本であろうかと思っております。また人道的見地から、やっぱり他の行政業務より優先して取り組むべき課題ではなかろうかと私は思っております。財源の面なんですけど、医療的ケア児はこの支援法に中にも予算措置が明記されております。しかし、町の持ち出しもあると思います。そこで町長がやっぱりリーダーシップを発揮されて、この予算措置を含めスムーズな運営を私自身は期待してるところでございます。財政運営としては、この前私も6月議会でお聞きしたんですが、大変財政運営は厳しいと。今、節約、節約をやっておられるということで財務担当の方から答弁がありましたけども。是非町長には、医療的ケア児については予算措置を含めてスムーズな運営をお願いしたいと思っております。そこで、町長の御見解を賜りたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

森川企画財政部長。

○企画財政部長（森川寛子君）

社会保障の面からも、必要があるものについては財源をきちんと充てていきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

町長よろしくお願いいいたします。

次にヤングケアラーの支援ですね。今、国の調査結果も、兄弟を世話しているとか、それが多いいというのが調査結果で出ております。先程の町長答弁にも家庭内のデリケートな問題でなかなか表面化しにくいという御答弁がありました。まさにそのとおりだと思います。本人も自覚してないっていうか、ヤングケアラーっていうのを。支援が必要であっても表面化しにくいという構造になっているというのが、識者の大きな見方でございます。国の方も分科会を設置して、プロジェクトチームを立ち上げてやっていますけども、その中で報告書が出ているんですけども、やっぱり「潜在化しているヤングケアラーを早期に発見し、支援に繋げることが重要である」と、このプロジェクトチームは言っております。また新聞記事では「ヤングケアラーというのは見ようとしないと

見えない存在である」と言っておられます。的確な表現かなと思っています。そこで、ヤングケアラーに対する本町の組織体制、相談窓口がどうなっているのか。また、早期発見のための取り組みはどのように行っているか、ここをお伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

ヤングケアラーにつきましては、今、実態調査を行っている状況というのは先程も町長から述べましたが、実際にその調査結果を踏まえて、どういう対策が必要かということにつきましては、今後検討していかなければならないというふうには考えております。で、体制としてはやはり今ある要対協を活用して取り組んでいくようにしていかなければいけないのかなというふうには思っております。また、相談窓口はやはりこども政策課が主体となって行っていかなければならないというふうには考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

このプロジェクトチームの中で、教育現場への支援としてスクールソーシャルワーカーの活用が言われているんですよ。今、スクールソーシャルワーカーは1名おられるんですか。ちょっと配置は分かりませんが、そういった方々を活用していくということは考えておられるんですか。

○議長（山口憲一郎議員）

田中教育委員会理事。

○教育委員会理事（田中真君）

本町では、県のスクールソーシャルワーカー活用事業により、週3日スクールソーシャルワーカーが勤務しております。昨年度までは1名の配置でしたけれども、本年度は2人で週3日を担当しております。業務内容としましては、教育分野の知識と社会福祉等の専門的な知識、技術を用いて、学校が抱える生徒指導上の課題に対応するものとなっております。その立場から、学校から連絡のあった児童生徒本人や保護者への面接、家庭訪問等を通して、社会福祉援助の視点から、教職員への情報提供やケース会議への参加と問題解決に向けたプランニングのサポート、こども、福祉、保険といった各部局と連携した支援や問題の解決に努めているところであります。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

是非、ソーシャルケースワーカーの活用を今後検討していただきたいと思えます。実際ケアを要する家族と同居する子どもは「介護力」というふうに見なされて、しかも大人の介護者と同等に扱われていることで、ヤングケアラーによる介護がなされる

ことを前提とした福祉サービスの利用調整が行われてるんじゃないかなという疑問点が、このプロジェクトチームの中でも指摘されておりました。あつてはならないことなんですけども、その辺りはどのような取り扱いになっているかお聞きしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

細田介護保険課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

介護保険制度上では、御自宅の御家族の中に介護できる方がいらっしゃるということであれば、基本的にはその方が御家族の介護をしていただくということにはなっているんですけども、その方の御家庭の生活状況であったり、そういった状況を鑑みまして、そこは慎重に判断をさせていただきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

是非よろしくお願ひいたします。次にコロナ禍で在宅福祉サービスの提供が休止になるとか、あるいは学校の休校などでケアが長時間に及ぶ可能性があるという指摘がされているんですよね。学校の休校は実際にありませんので聞きませんが、在宅福祉サービスの提供というのは休止になっているんですか。そこをお伺ひしたいんですけども。

○議長（山口憲一郎議員）

細田介護保険課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

介護サービスの状況につきましては、コロナの影響により本町での介護サービスの提供が中止になっているものは、今のところございません。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

次に、ヤングケアラーの世話をしているのが兄弟が多いという傾向が国の調査では出ているわけですね。本町も同じ傾向だろうと思うんですけども、その中でこのプロジェクトチームが「保育サービスとか、そういう場合は家庭での家事や子育て支援するサービスが必要である」と、こういうふうに謳っておられるんですよ。本町ではどのように考えているか。それから保育所への優先入所、そういうのも一つの解決策ではないかって識者から言われてるんですよね。だから、そういうことでどういうふうに考えておられるか、その辺りを聞きたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

今、議員がおっしゃるとおり、様々な使えるサービスをヤングケアラーの可能性があ

る子どもたちに繋げて、御家庭での家事の負担等をできるだけ軽減できるように現在も取り組んでおります。保育所の入所につきましても、どうしてもお母さんとかの精神疾患であったりとか、虐待のリスクがどうしても高いとかいうこと等の理由で、保育所の入所を優先的に行うとかいうことは、ケースによっては現在もありますので、そういうふうな一つ一つのケースで対応を今後も行っていきたいというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

分かりました。あと、社会的認知度を高めるっていうのは先程の町長の答弁の中にもありましたので、是非、社会的認知度を高めていただきたいと思います。それから、新聞記事に掲載されていたんですけども、ある識者が負担軽減のために特別養護老人ホームの優先入所とか、子どもが小学生以下だと使えるひとり親家庭向けホームヘルプサービスの年齢引き上げを検討したらどうかという提案が載っていました。可能であれば私は良い提案ではないかなと思ってます。軽減を図るんだったら、それも良い方法かなと思いますけども、この2つの方法について見解を伺いたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

細田介護保険課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

特別養護老人ホームにつきましては、原則要介護3以上の方が入所できる施設となっております。施設の優先入所については今のところそういったルールはないんですけど、入所の順位につきましては、施設側で順位をつけて入所していただいているような状況でございます。ただ、特別養護老人ホームに限らず、状況に応じて入所ができる施設等もあるかと思っておりますので、そちらの方も含めて検討はしてまいりたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

ひとり親家庭の日常生活支援事業という国の補助事業があるんですけども、こちらにつきましては、この事業を実施する母体と言うか、そういう組織が今、長与町に無いという状態で、現在のところは実施をしておりません。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

国の制度としてそういうのがあれば是非、今後検討されて、導入できたら導入の方策を検討していただきたいと思います。

次に長与町第3次福祉計画の策定について、ホームページで入札した本計画書の作成、コンサルタントの募集、プロポーザル、随意契約っていうのが載っていましたが、

これを見ますとジャパンインターナショナル総合研究所が決定しているっていうことで、この会社は今まで実績はあったんですかね。あるいは発注金額というのはどうなっているのか、その辺りをお聞きしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

業者選定につきましては公募型のプロポーザルを実施いたしました。金額については600万円程度になっております。これまで福祉分野では実績はありませんでしたが、他市町で実績がございましたので、その点を大きく評価をいたしました。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

先程、町長答弁で町民アンケートを実施されたということで7月ですか。この調査結果の概要、簡単でいいですから、どのような結果になってるかお聞きしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

アンケートは2種類、一般の住民向けと民生委員等福祉関係者のアンケートを実施しました。一般向けにつきましては2,000人に実施しまして回収率が46.6%、民生委員等福祉関係者は78.9%の回収となっております。詳細につきましては現在分析中ですので、後程ご報告させていただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

先程の再犯防止、計画の中に入れる方向だと御回答いただきましたけども、こういう理由で入れたいという、理由があれば、説明お願いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

再犯防止計画につきましては、国の地域計画策定ガイドブックに地域生活の課題に対する施策等を総合的に判断するために、地域福祉計画の方に入れるのが好ましいと記載がされております。これをもって内包して作っていきたいというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

長崎県再犯防止推進計画書を見ますと「だれ一人取り残さない“やさしい社会”の実

現を目指して」と、こういうようなタイトルになっているんですね。結局、犯罪をした者が社会において孤立することなく円滑な社会復帰ができるよう支援し、その結果として県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会が実現されるよう、するものであるというのが目的として謳われております。重点課題として6項目挙げておられます。関係機関団体等の連携体制の構築とか、就労、住居の確保、この2番目が非常に大事だろうと思うんですけども。あと3番目、保険医療とか、福祉サービスの利用の促進等とか、こういったものが6項目挙げておられます。やっぱり社会復帰、更生、こういうのを充実していかないと再犯が起こる可能性があるんで、そういった取り組みをこの再犯防止推進法に即して行っていかんといかんと思っております。これまで長与町は何かこの再犯防止とか、こういうので何かやってきたことありますか。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

本町では社会を明るくする運動としまして、保護司を中心に街宣活動と横断幕の設置等を行ってまいりました。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

西海市、雲仙市、ともに再犯防止を取り上げているんですよ、この計画の中に。今年4月から制定して、もう実施に移されているんですけども、これ以外にも自殺防止対策とか、それから後見人の活用推進とかあるんですけども、後見人の活用は中核機関を設置するというので、6月に私も一般質問で言ったんですけども、これもやっぱり取り上げる予定はないんですか、この計画の中に。それをまずお伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

第3次地域福祉計画の中に、成年後見制度利用促進基本計画の方も入れていきたいというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

それから自殺防止対策、長与町も自殺防止対策計画っていうのを作ってるんですよ。これが「第2次健康ながよ21別冊」っていう形で計画が位置づけられているんですよ。この別冊っていうのが私も多少違和感があって、ほかの市町と同じように地域福祉計画の中に入れたらどうかなと思っているんですけど、その辺りのお考えがあればそこを御説明していただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

藤崎健康保険課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

本町の自殺対策計画ですけれども、元々「健康増進計画」として平成18年に「健康ながよ21」を作成いたしまして、その後「第2次健康ながよ21」を平成25年に策定しております。その後、平成28年に自殺対策基本法の改正により全市町村が計画の策定を義務づけられております。このとき「健康ながよ21」に「心の健康」という項目がありまして、そちらに「自殺対策」という項目を設けております。その関係で「健康ながよ21」に自殺対策計画を章立てをしまして、別冊という形で盛り込ませていただきました。「心の健康」という項目でずっと健康保険課の方で対策をしてきた経緯がありますので、今後も健康増進計画の方に位置づけていきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

地域福祉計画というのは私も法律を見ましたけど、なかなか抽象的なところが多くて2018年でしたか、ガイドラインブック、やっぱり国の方も具体的な事例ということで100ぐらい事例を挙げて出しておられましたけども、今回、2018年の法改正で福祉関係の条例の上位計画に当たるということで、先程答弁がありましたように、そういう位置づけでなされていますので、是非それにふさわしい計画書を作っていただきたいと思えます。先程、ちょっと再犯防止も触れたんですけども、長崎県は再犯防止についてはかなり力を入れている県で、この前7月に長崎新聞主催で、検事総長と日本弁護士会会長、南高愛隣会の元理事の田島さん、それから厚生労働省の村木厚子さん、そういう有名な方が一堂に会されて、この再犯防止についてシンポジウムを開かれておりました。その記事を私は新聞で見ただけですけども、長崎県は非常にそういう意味では先進的なプログラムシステムを作って、更生計画とか、社会復帰とか、そういうふうにな長年取り組んできたというのが記事になっておりました。特に地域生活定着支援センター、ここを預かっている南高愛隣会、この方たちの長年尽力されたおかげだろうと思えます。だから長崎県は長崎刑務所とか、それから検察庁とか、そういう関連部署との連携がうまくいっている県というふうにも聞いております。新聞にもそういうふうになっておまして、それが全国的に波及されていると初めて私も新聞で読ませていただいたわけですけども。西海市はそれを受けて目標値まで設定して、保護司を何名にするって具体的な目標を立てておられます。だから、そういう目標値を定めてやっていかれるのかどうか。その辺りは今後の研究課題だろうと思うんですけど、先程申したように長崎県はこの再犯防止計画書にいろんな施策を盛り込んでおられます。是非これらも参考にして、もし福祉計画に盛り込むならば、そういったところを是非参考にされてやっていただきたいなと思ってます。なかなか難しい課題もありますけれど、やはりこの地域福祉計画、

やっぱり福祉っていうのはものすごく大事な業務ですから、これを大事にしていかないと、政治の基本に関わることですから、是非しっかりやっていただきたいと思います。

以上を申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

これで内村博法議員の一般質問を終わります。

場内の時計で14時20分まで休憩します。

（休憩 14時10分～14時20分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順2、八木亮三議員の①高齢者が楽しく、健康に、安心して暮らせる町づくりについて。②人口維持のための移住・定住政策についての質問を同時に許します。

1番八木亮三議員。

○1番（八木亮三議員）

では、早速質問に入らせていただきます。大きな1番、高齢者が楽しく、健康に安心して暮らせる町づくりについて。令和3年6月末現在の本町の高齢化率は、4年前の平成29年度末と比較して2.2ポイント増加の27.2%となっております。全国的にも高齢化が進んでいますが、同時に健康寿命も過去20年で男女ともに2歳以上延び、全国平均で男性72.7歳、女性75.4歳、これは2019年時点の数字ですが、このようになっており、能動的に外出し運動や娯楽を楽しんだり、買い物や通院も御自身で行われたりする高齢者の方が増えている現在、高齢者の皆様が一層暮らしやすい町づくりを行うことは大変重要だと考えております。平成24年の内閣府「高齢社会対策の基本的在り方に関する検討会」の報告書においても、交通機関の不備や高齢者の孤立化、自立した生活ができる環境づくりの必要性など、様々な高齢化地域の課題が挙げられております。現在高齢の方々のためはもちろん、全世代の住民に「長与町なら安心して老後を迎えられる」と思っていただけのために、本町における高齢化に伴う各種課題の解消のために、以下質問をいたします。（1）大阪市城東区の「赤いベンチプロジェクト」や福岡市の「おさるのベンチプロジェクト」など、高齢者が安心して外出できる環境づくりの一環として、補助金などを出して街中にベンチを点在させる自治体が増えております。本町で同様の事業を行うことはできないでしょうか。（2）人口減少社会にあって人口が増加している大阪府島本町には、65歳以上の方や障害者の方が完全無料で利用できる「福祉ふれあいバス」というものがあり、1日の利用者が100人を超えるそうです。さらなる高齢化に向け、同様のバスを検討してはどうか。（3）高齢者へのバス、タクシー助成券についてですが、例えば1,500円分のタクシー助成よりも、1,500円分ガソリンが入れられる方が外出には有用という方も本町にいらっしゃいます。実際にタクシーの移動ではなく、自家用車で1,500円分のガソリンで移動する方が移動距離も長くなり、高齢者の社会的活動の参加をより促すことに繋がる

と思いますが、そのような高齢者助成の追加、変更のお考えはございませんでしょうか。

(4) 行政や社会全体のデジタルトランスフォーメーション、デジタル変革は、様々な手間を省くことができ高齢者にこそメリットが大きいと思われませんが、難しそうという先入観などから高齢の方は利用を敬遠する傾向があります。今年1月に実施されました、キャッシュレス決済でのポイント還元のような事業を今後自治体が住民のために行っていくのであれば、高齢者を取り残さないために、ICT化の日常生活でのメリットや導入方法を分かりやすく説明して、普及させていくべきではないでしょうか。

大きな2番、人口維持のための移住、定住政策について。今年3月の定例会において可決された長与町基本構想において、令和12年度の目標人口が4万2,000人とされております。しかし国立社会保障・人口問題研究所の推計では令和12年の予想人口は4万42人となっており、日本の国全体の人口減少傾向に鑑みても、こちらの数字の方が現実的と言わざるを得ないと思います。実際に今年6月末現在の本町の人口は4万1,038人で、2年前の同月と比較して568人減少しております。人口の維持は町の将来の明暗を分ける喫緊の課題だと思います。日本全体の人口が減少している中であっても転入などで人口が増加している自治体があるのも事実ですので、掲げた人口目標の実現へ少しでも近づくために、先進地の成功事例なども参考に、近隣市町より一歩進んだ大胆な移住、定住促進のための施策を策定、実行すべきと考え、以下質問いたします。(1) 移住、定住促進は主に政策企画課の所管ですが、この重要な業務を担う職員の数に十分に確保されていますでしょうか。人口維持、増加のために何名の職員がどのような活動、実務を行っているのでしょうか。(2) 成功自治体を見ると「福祉ふれあいバス」や「給食費無償化」「高校生まで医療費無償化」など、様々な部局の事業の成果が人口増加の複合的要因と思われれます。人口増のためには、縦割りではない全庁的、横断的な危機意識の共有と協力が必要ですので、どの部課も単独で費用対効果や予算を考えるのではなく、人口増との相乗効果や相関関係を踏まえ制度設計や検討を行うべきと思いますが、どのようにお考えでしょうか。(3) 人口維持、増加は極めて重要かつ困難な課題でありますので、政策企画課とは別に、本庁内に人口増加推進課のような専門の課を新設した上で他の部課と協力し、横断的に取り組むべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。以上、答弁をお願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは八木議員の大きな1番目、高齢者が楽しく、健康に、安心して暮らせる町づくりについてということで、1番目の質問がベンチを設置する事業を行う考えはないかという御質問でございました。街中にベンチを点在させることで、高齢者だけではなく、町民誰もが休憩したり、集う場所が増えるメリットはあると思います。しかしながら、ベンチを設置するに当たりましては、設置場所の問題や設置後の管理を適切にできるか

といった問題も残っておりましてございます。今のところベンチを設置して欲しいといった要望もないような状況でございます。今後、要望が増えていくようであれば適宜対応について考えてまいりたいと考えております。2点目の質問でございます。高齢者や障害者が無料で利用できるバスの運行についてでございます。本町におきましては、これまで既存の公共交通の見直しや新たなコミュニティ交通の導入検証など、地域公共交通を中心に検討を行ってきたところでございます。福祉バスにつきましては、全国的には運用している自治体があり、今後、高齢者人口は増加していくことも予想されておりますので、運行条件や概算費用などを含めて他自治体を参考にしながら調査研究をしてまいりたいと考えております。3点目の高齢者へのガソリン助成券の導入についてはどうかというお尋ねでございます。高齢者への交通費等助成につきましては、70歳以上の方を対象としてバス利用券、タクシー助成券、健康づくり助成券のいずれか1,500円分を選択することができる制度として、平成30年度から実施をしているわけでございますけれども、この制度見直し前と比較しますと、大幅に利用者が増えているというのが現状でございます。事業の目的といたしましては、高齢者の外出の機会や社会的活動の参加の機会を増やすことで、生きがいを高めるとともに介護予防にも繋げることを考えて、その目的においては、ガソリン券の助成も趣旨に合致するものと考えております。しかしながら、近年、高齢者の交通事故が増加してきている中で免許証の自主返納なども推奨しており、町として高齢者の運転を後押しするガソリン券の助成につきましては、一考を要するんじゃないかというふうに考えております。4点目でございます。高齢者が楽しく、健康に、安心して暮らせる町づくりのICTの活用でございます。地域情報化の推進にあたりましては、情報リテラシーの向上を図るため、誰もが安全に安心してインターネットやタブレット、スマートフォン等を利活用できるよう、ICTに関する各種講座などもこれまでも開催をしております。御案内のとおり、昨年度はキャッシュレスポイント還元事業を行い、この事業の一環といたしまして、スマートフォンやキャッシュレスを使いたいけれど使い方が分からない方や、もっと使いこなしたい方に向けてのセミナーを開催したところ、50歳代から80歳代まで合計18名の方が参加をされており、大変反応も良いようございました。委託事業者の専門的なサポートにより、スマートフォンを利用する上での注意点やアプリの使用方法などにつきまして、直接一人一人の支援を行ったことで、参加者も気楽に相談でき、スマートフォンやキャッシュレスについて理解を深めていただけたものと考えております。このほか高齢者向けとして、初めての方に向けた「らくらくスマホ体験教室」や、様々なアプリ、SNS、キャッシュレス決済などの使い方についての講座を実施しております。これらに加え、今年度から新たにマイナンバーカードの申請方法、あるいはマイナポータルの活用方法などの講座も計画しているところでございます。今後とも、高齢者の皆様が日常生活におきましてもICTを活用し、「暮らしやすさ」「便利さ」を感じてもらえるよう、様々な機会を捉え、分かりやすい説明に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、人口維持、増加のための施策ということで大きな2番目でございます。本町の人口は、近年、転出超過及び少子高齢化により減少傾向に転じております。人口減少は、コミュニティの活力の低下、経済規模の縮小、担い手不足などなど、地域社会において様々な影響をもたらすものと考えております。人口減少に歯止めをかけるためには、特に若者を中心とした転出超過の改善を図るとともに、結婚、出産、子育てなどに対する希望が実現する環境をつくり、出生率を向上させることが必要であると考えております。さらに、今後避けることのできない人口減少社会におきましても、持続可能で魅力あるまちづくりを進めることも重要であると考えております。移住に関する施策や定住促進の総合調整を担う政策企画課におきましては、移住相談に係るワンストップ窓口の設置をはじめ、移住相談会の開催、移住に係る助成、動画やパンフレットなど、様々な媒体を活用した町のプロモーションなどを行ってきたところでございます。また、住民生活を支える地域公共交通体系の充実や地域情報化の推進のほか、結婚相談会、婚活イベントといった結婚を希望される方への支援など、幅広い分野において定住促進を図っているわけでございます。これらの取り組みにつきましては、町単独だけではなく、長崎県や連携中枢都市圏、関係団体との連携により効果的な推進に努めているところでございます。さらに地方創生に係るプロジェクトの構築や大学との連携によるまちづくりなど、町全体の施策の総合調整も含め政策企画課3名の職員を中心に行っております。続きまして2点目の全庁横断的な危機意識の共有と施策の検討ということの御質問でございます。御指摘のとおり、人口減少対策におきましては、様々な部局において総合的に取り組む必要があると考えております。各種の施策や事業を取りまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、集中的に推進してまいりました。合わせて長与町に住んでいただくための受け皿づくりとして、良好な住環境の整備促進、そして道路の整備をはじめとしたハード面でのまちづくりにも努めてまいっておるわけでございます。その進捗管理や人口推移などを踏まえ、各部局におきまして課題を共有するとともに、本年度から新たな総合計画、総合戦略の策定に当たり、取り組むべき施策を庁内横断的な組織において検討をしてまいったわけでございます。少子高齢化や人口減少社会に適切に対応し、将来にわたり活力ある長与町を維持するため「次代を担う子どもの育成」「健康づくりと安心安全」「未来に向けた産業創出」そして「住みたくなる魅力的なまちづくり」といった戦略プロジェクトに基づき、それぞれの取り組みの総合的な推進を図っているところでございます。3点目の専門部署の新設と庁内横断的な取り組みについてという質問でございます。魅力的なまちづくりを進めることは定住促進にも繋がるものと考えており、各部局におきまして様々な分野での取り組みを総合的に進めていく必要があると考えております。これに加え、移住希望者に直接働き掛ける取り組みと、間接的に移住者増に繋がるような取り組みについて、既存施策との相乗効果の観点も含め検討していく必要があると考えております。本町では、町長を本部長とし、各部局長等を構成員とする「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、取り組んでいるところで

ございます。また、各事業の進行管理におきましては、外部委員で構成する「まち・ひと・しごと創生推進会議」において効果検証を行うなど、推進体制は一定構築できているものと考えており、現行の組織体制の下、庁内横断的に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

では、大きな1番から再質問に入らせていただきます。ベンチのプロジェクトですね、先程の御答弁で場所それから設置後の管理、また要望が無いという、ひとまずお答えは理解いたしました。場所なんですけれども、もちろん民地にはなかなか設置というのはお願いがしづらいと思うんですけれども、町の土地、町道とかも含めてそういったものでも良いのかなと思うんですが、例に挙げた中で福岡市のベンチプロジェクトっていうのが、バス停や歩道に面した福岡市の市有地にベンチを設置するというもので、寄付金を活用しているということなんです。先程の御答弁で設置よりも確かに管理っていうのは、その後ずっと掛かってくるお金なので大事であると思うんですが、まずはその設置に掛かる費用をちょっと考えたんですが、福岡市では寄付金を活用して、1万円以上市にベンチのために寄附していただくとベンチに名前を入れることができるということで、もちろんこれは個人ではなくて企業の宣伝などにも活用できるものだと思うんですね。ですので、私が考えたのは、いわゆる町道の歩道部分、もちろん点字ブロックやそういったものを避けて歩行の邪魔にもならないようにしないといけないんですが、この町民や企業からの寄付金でベンチを設置する。福岡市の場合、この寄付金は当然寄附控除の対象となるということなんです、そういうことを管理も含めて寄付金を財源にしてというのはどうでしょうか、難しいでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

志田健康保険部長。

○健康保険部長（志田純子君）

現時点で寄付という考え方をあまり研究しておりませんでしたので、今後そこも含めて研究していきたいと思いますが、ハードルは高いんじゃないかと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木委員。

○1番（八木亮三議員）

そうですね。どれぐらいの費用が必要かっていうのは、当然、正確に必要なだと思うんですが、実際に福岡市のように、やっている所があるということですので、そういった所を参考にして考えていただければと思っております。例えば寄附控除の対象となるという意味では、いわゆるふるさと納税の対象事業みたいなにもできると思うんですね。そういった方法も含めて考えていただければと思うんですが、先程、要望が町には無い

ということでしたけれども、これ実は私の方には町内の高齢者の方から直接いただいた意見なんです。なので、私の方にはそういう要望が「長与町にそういうものがあれば良いな」ということがありました。当然、ベンチの設置をするということは高齢者の方の外出機会を増やして、健康づくりに繋がるというふうに考えるんですが、6月定例会で承認された介護保険特別会計補正予算の中に、国からの保険者機能強化推進交付金を活用して、町独自の事業ができるという話があったと思うんですが、高齢者の方の外出機会を増やす健康づくりという面で、この事業としては、検討は難しいでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

細田介護保険課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

議員がおっしゃるとおり今回6月補正で令和3年度分の保険者機能強化推進交付金を計上させていただいているんですけれども、交付金の使途としまして市町村特別給付と保健福祉事業に活用ができるということになっております。議員がおっしゃったのは、保健福祉事業の方で活用ができるんじゃないかということではないかなと思うんですけれども、こちらが高齢者の方々の介護予防自立支援、そういった地域支援事業に活用ができるようになっておりますので、これは確かに検討の余地はあるかと思っております。ただ、ベンチプロジェクトに関してではなく、この交付金が高齢者の方々の介護予防自立支援に向けて、どういったふうに活用ができるかというのは、今後それも含めたところで検討はさせていただきたいと思えます。

○議長（山口憲一郎議員）

八木委員。

○1番（八木亮三議員）

もちろん高齢者の方々の健康維持のためには様々な手法、事業があると思うので、もちろんこれをということではないんですが、こういう使い方もできるんじゃないかというふうに考えました。私のところには先程のとおり要望があったので、ちょっとベンチにこだわらせていただきますが、今、通告書で挙げた自治体以外にも埼玉県戸田市、東京都品川区など、高齢者に優しいまちづくりとして、いろんな所がベンチ設置プロジェクトを進めているんですね。ただ、主体は結構様々で自治体、行政であったり、いわゆるNPOや社会福祉協議会、様々あるんですけれども、是非そういう各自治体の例を参考にして検討していただけたらと思うんですが。また別の観点からというか方法としては、例えば町内に大規模小売店舗であったり、中規模小売店が設置する際に、今多分無いと思うんですが、設置に関する条例または要綱のようなものを作って、こういった大規模小売店、小規模小売店の設置に当たっては、例えば敷地内に誰でも使用できるようなベンチを設置すること、そういう要件を付けたらいいということではないかなと思うんです。もちろんこれは私有地、私有地なので、義務にするのは、もしかしたら難しいかもしれないんですが、努力目標のような、そういった要綱での指定は難しいでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

大規模小売店舗等の設置の要綱については町独自で要綱を作っているものはございませんが、必ず大規模小売店舗等が設置をする際には、住民の方たちへの説明とかがございます。そういうときに、もし住民の方からそういう御要望があれば小売店の方も対応は可能ではないか。町として要求するのはちょっと難しいというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

急な提案だったのでお答えづらかったかと思いますが、今回の定例会で上程されている長与町開発行為に関する条例の審査のためにちょっとほかの市町と同様の条例を調べてみたんですが、千葉県我孫子市では、同じような開発行為に関する条例の中で、開発業者に対して「高齢者、障害者等が安全で快適に利用できる施設の整備に努め、バリアフリーのまちづくりに協力すること」という文言があったり「自転車駐輪施設を設置しなければならない」というふうに、結構具体的に考えている、まちづくりにふさわしい、そういった開発を求めている条文があるんです。この条例に関しては事前審査になるのでこれ以上は言いませんが、ベンチの設置に関して、事業者に対してこういう条例化しているのも不可能ではないと思いますので、今後そういうのも新しい条例を作る際など、検討していただければと思っております。

次に（２）の「福祉ふれあいバス」なんですが、これは先程例に挙げた、このバスを運行している島本町は人口が約3万1,900人、大阪府なんです京都府との県境にあって、京都市のベッドタウンのような所だそうなんです。令和元年度の予算を拝見したら127億円ということで、ちょっと本町といろいろ環境が似てるのかなと思いましたが、それもあって参考にして実際に島本町のこの事業の担当者の方にお電話で話を伺ったところ、1日1台のバスで6ルートを走り、車は29人乗りのマイクロバス、これを5年契約のリース。車のリースと別に運転の事業を業者に委託していて、こういった委託料プラス燃料代等を含めて年間のこの福祉バス関連予算が、令和3年度で682万円ということだったんです。この予算だけのことでなくて、当然バスを運行するとすると民業圧迫にならないようにという調整等、いろいろ必要だと思うんですが、先程御答弁の中で「ちょっと費用等もあって」という話もあったと。もちろん研究していくというお答えいただいてありがたいんですが、このぐらいの予算どうでしょうか。実現可能じゃないかなと思うんですが、もう一度お考えをちょっとお聞かせください。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一朗君）

町長答弁にもございましたけれども、今まで長与町といたしましては地域公共交通といった観点で研究を行ってまいりました。今回、御提案をいただきまして、福祉バスでこのようなことができるということも分かりましたので、もっと深く研究させていただきまして、既存の公共交通に影響がないようにその辺を調査した上で検討の方を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

そうですね。私もこのバスのことを問い合わせたときに、もっと利用者が少ないのかなと思って、そうであればやっぱり費用対効果っていうか、そういうのもあまりないのかなと思ったんですが、かなりの人数が利用されているということで、かなり町民の方に喜ばれていると思うんですね。長与町も数年前にイオンタウンも出来て、その近くに大きい病院、それからこれからは図書館も近くに出来る予定。非常にそういう施設というのは充実してきていると思うんです。ただ、やはり高齢者の方が特に不安に感じられているのは「そこまで行くのが大変だ」というお声だと思うんです。6月定例会の同僚議員の一般質問の中でも「図書館を高台に造るのはもう決まっているのだからネガティブに考えずに、どうしたらそこに町民が来やすいかを考えていくことが必要」と町長もおっしゃっていましたので、そういう方法の一つとしてもこういう地域公共交通を考えていただければと思いますので、お願いいたします。

次に（3）ですが、こちらにも実際に、私が直接本町の高齢者の方からいただいた御意見です。1,500円、年間であればタクシー、バスを使っても本当に1回、2回で終わってしまうので、1,500円分ガソリンが入れられた方が非常に助かるという御意見で、御答弁にありましたように当然、今高齢者の方の交通事故が増加していて返納をむしろ推奨しているという点は確かにあると思います。私もそれは同感なんですが、とは言えやっぱり現実的に車がないと生活できないという地域、町内にも実際にあるのは事実だと思うんですね。そういった地域の方のお声と考えるといただければと思います。どうですかね、免許の返納というその考え方にはちょっと相反する部分はありますが、こういう声にはお答えになるのは難しいですか。ちょっと改めてお考えをお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一朗君）

現在の制度は平成30年より実施をいたしております。以前は1,800円分の入浴補助券を実施しておりました。この制度を導入する際、窓口の方も含めたくさんの御意見をいただく中で「入浴補助券要らないよ」という声もたくさんいただきました。それを踏まえて事前に高齢者の皆様であつたりとかアンケートをした中で、結果を踏まえまして30年から実施をしたものでございます。ですので、その時代に合った形に制度の

見直しの方は行っております。今、議員が申し上げられたようにガソリン券については、今現在で申し上げるとちょっと難しいのかなというふうには思いますけれども、例えば車の安全性能が向上したりであったりとか、そういった社会的な変化がありましたら検討することができるのかなというふうに思います。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

この「1,500円はガソリン代が良い」という声は、多分もう一つのそういう声がある理由としては、やっぱり1,500円っていうのがちょっと少ない。もちろんただけの分にはありがたいと思うんですが、タクシーでいうと多分基本料金が1往復ぐらいいかなあと思うんです。それに対してお隣の時津町では御存じかと思いますが、運転免許のない70歳以上の方にバスかタクシーのどちらかを年額6,000円分補助しているそうなんです。なので「ガソリンが良い」という声は多分金額が少ないという面もあって、そういう声が出てくるのかなと思うんですが、この金額そのものを、時津町はそのぐらいいかなと思うんですが、増やすことはできないんでしょうか。繰り返しになりますが、この事業もやはり高齢者の方の外出を促すという意味で、保険者機能強化推進交付金を活用できないかなと思うんですが。確か島根県雲南市では、人口3万7,000人ぐらいの市ですが、こちらで年間3万6,000円上限で、こういうバス、タクシーの補助を高齢者にしていると。これが保険者機能強化推進交付金を活用しているということなんです。何でもかんでもこの交付金で言うつもりはないんですが、これを活用して僅かでも金額を上げたり、そういう考え方はどう思われますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

細田介護保険課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

県内の状況は情報交換とかをさせていただいて、いろんな事業に活用されているところでは勉強しているんですけども、県外の方については、なかなかまだこちらでも存じ上げない部分がございますので、そういった他県も含めて活用状況、そういったものもちょっと参考にさせていただきたいと思います。今いただいた御意見も含めまして、先程と同じ答弁になるかもしれませんが、今後の長与町の高齢者の方々にどういった提供の仕方が良いのか、活用の仕方が良いのかっていうのを見極めて、検討はさせていただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

もちろんこの点に関しては、時津町はそういうことっていうことで、別に時津町が何かも優れていると言うつもりはないんですが、そういうことが可能であれば参考には

なるのかなと思って質問をさせていただきました。こちらについては以上で、(4)についてですが、デジタルトランスフォーメーション、ちょっと通告の質問が分かりづらかったら申し訳なかったんですが、高齢者の方により、いわゆるスマホとか、アプリの普及をしてあげた方が、例えば高齢者の方っていうのは、実際恐らく使い始めれば財布から小銭を出すよりはキャッシュレスでピッとやった方が、むしろ高齢者の方ほど便利だと思うんです。でも私も実際に周りの方にちょっとそういう話をしても「いや、よく分からないからいい」という方が多いんですね。ですので、是非行政としてそういった利便性であったり、そういったものを浸透させていって、高齢者の方も含めてそういうスマホアプリ等を使える方が増えれば当然、行政のそういったものを活用したサービスもできるようになると思うんです。と言うのは、質問でも書きましたが、キャッシュレス決済でのポイント還元事業、先日のこちらの予算の質疑の際に産業振興課長から「コロナによる新しい生活様式としてのキャッシュレス払いにチャレンジしてもらう機会としても考えていて、説明会なども行う」、行った結果、先程「18名参加があった」ということも伺いましたが、実際にあの事業、かなりの予算を使いましたが、もちろん一義的な目的はこれじゃないと思うんですが、実際にそういうふうに御説明がありましたから、実際にあの事業を行ったことによって本町でのスマートフォンの普及率か、もしくはPayPay、事業者の利用者の増加というのは実際にあったんでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

PayPayとかキャッシュレスの会社にとって、どちらにお住まいかっていう情報収集が難しいということで、長与町の方がどれくらいキャッシュレスを利用されているか統計は出ないんですが、ただ、今回のPayPayの効果といたしまして、キャッシュレス決済の決済回数といたしまして、12月、始める前をゼロといたしましたところ、2月では6倍にキャッシュレス決済が増えているということでございますので、高齢者の方が使われたかどうかという年齢別の統計はとれてないところではございますが、町内でキャッシュレスを使われる方は増えてらっしゃるということが一つと、あと経産省の方でキャッシュレスの統計をとってございます。その中で、長与町でキャッシュレスを使えるお店っていうのが、お店の規模とかもあるとは思いますが、県内で波佐見町について2番目ということで、これも6月以降増加をしているっていうこともございます。これがキャッシュレス還元事業をした効果とも言えるのではないかというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

システム上、確認できないということはある意味やむを得ないんですが、それでもあ

れだけの予算を使って、実際に新しいキャッシュレス払いにチャレンジしてもらうのも目的の一つとおっしゃったのですから、本来は実際にどのぐらいの効果があつたのか、そういうのを提示できないとまずいんじゃないかなと私は思うんですが。それは置いて、今、政府が進めるデジタルトランスフォーメーションや Society 5.0 というデジタル化社会に各地方自治体も対応できるようにいろんなことを進めているようで、高知県日高村という 5,000 人ほどの村では、スマートフォンの普及率を 100% に今年度中にするというをやっているそうなんです。これは自治体の規模も違いますし、一つの通信事業者と提携することにはちょっと賛否もあると思うんで、これはいいんですが、でも、こういった数値を決めて普及を実際に目指していくっていうのは大事だと思うんです。先日のキャッシュレスポイント事業の予算審議の際には私は反対いたしました。あの時点ではやっぱり高齢者の方を取り残す施策だと思ったからなんです。ですので、もし仮に長与町の高齢者の方にスマホ等が十分に普及しているというのが分かっていたら、この事業にはその理由では反対しなかったつもりです。逆に言うと、これから行政サービスに取り残されないために、こちらからそういう普及を進めていくべきだと思うんですが、今回の第 10 次総合計画には、多分そのデジタルのそういう普及を、例えば数値を決めて目標というのはなかったと思うんですが、この基本構想にはなくても何らかスマホの普及率等、デジタル化を数値で目標立てて進めていくべきじゃないかなと私は思うんですが、そういうお考えはありませんでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

情報化の推進につきましては、総合計画の中で基本構想にもまちづくり全般の様々な場面において情報技術の活用を図るということと、あと情報リテラシーの向上に努めるということ掲げております。その中で基本目標の施策の一つとして、地域情報化の推進を挙げておまして、ICT を活用した多様なまちづくりの展開、庁内についても業務の ICT 活用推進、あるいは情報リテラシーの向上、メディア安全指導ということで、先程議員もおっしゃられたとおり Society 5.0、あるいは自治体 DX ということの推進に向けて取り組んでいくということにしております。確かにその中で数値目標、スマホの普及率というのを挙げておりません。これは、一つは、やはり ICT を進めていく上で高齢者の方々、利用するのがなかなか難しいということもありますので、デジタル化を高齢者も含めた全ての層でカバーするというのはなかなか難しいのかなと、別の方法で手厚く対応する部分もあろうかと思えます。数値目標は定めておりませんが、先程申し上げたとおり、様々な場面で ICT の活用、まさに生活の一部となっていくと思えますので、町としても取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

### ○1番（八木亮三議員）

もちろんおっしゃるとおりいわゆるIT化というか、スマホを持っていないというような高齢者の方を当然取り残さないようにしていくのは、今後ずっと必要だとは思いますが、それであればやはり、逆に言うと例えば80%、90%普及しているというような数字がない上で、先日のようなキャッシュレスポイント事業を行うというのは、それが本当に町民のどれぐらいの割合の人のためになるのかというのが分からないと思うんですよ。なので、やはり今後も先日のキャッシュレスポイント還元事業のような、いわゆるIT機器がないとサービスを受けられないような事業を行政が行うのであれば、その根拠になる町民のIT化率というか、そういったのを是非出すべきじゃないかなと私は思っております。この第10次総合計画は、誰一人取り残さないというSDGsにも整合性をとるということで作られておりますので、今後、是非そういった観点も考えていただければと思います。これで大きな1番の質問は終わらせていただきます。

大きな2番ですが、こちら改めてこの質問の前提になるところなんですけれども、これも総合計画を読まれた町の方から聞いた意見ではあるんですが、そもそも人口4万2,000人維持することにどのようなメリットがあるのか。実際には4万人近くになる予想があるのに対して、やはり目標立っているということは、4万2,000人で維持する方が良いということだと思えます。先程ちょっと、もちろん人口が減ると当然担い手不足であったり、財政的な部分であったり、様々な問題が出てくるということでありますが、そのお答えにあった財政という面では、地方交付税がありますから、大ざっぱに言うと人口が減っても基準財政収入額が減った分の交付税がその分を補填してくれるような形で、その町の人を受ける行政サービスというのは、大きく損なわれることはないと思うんですね。財政に関してはそうかなと思うんですが、町の方で改めて4万2,000人を目標とした理由と根拠をお聞かせいただければと思います。

### ○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

### ○政策企画課長（荒木隆君）

人口減少、あるいは人口構成によっては少子高齢化という問題が今課題となっており、こうした人口構造の変化は町長答弁と重なるところもありますけども、例えば雇用の面、産業の面、人手不足ということも出てこようと思いますし、経済っていう観点では消費規模が縮小してしまう。あるいは、地域のコミュニティにおいても担い手が不足することへの影響が予測されます。また、行政においても人材の不足ということも想定されますし、少子高齢化が進むことで福祉の観点、社会保障費の増大ということも懸念されますので、一定その財政の問題も含めて社会全般に影響を及ぼすことが懸念されているところです。こうした影響をできるだけ回避するために人口減少を抑制していくと、今の規模を維持していきたいということで4万2,000人という目標を掲げております。その根拠として、社人研は平成27年の国勢調査を基に、そのときの人口構造、人

口動態から将来の推計がなされております。御指摘のとおり2030年には4万人、2060年には2万8,000人という想定がなされておりますが、これはあくまで人口構造、人口動態が続いていくということでの想定になっております。本町においては、それをベースにしながらも、人口動態で言えば、社会減、転出超過、これを一定、均衡を図っていくこと。それと少子化の部分については出生率の向上を図っていくこと。それらの受け皿となる住宅の整備も含めてなんですけど、そういった取り組みを行うことで4万2,000人を維持していきたいというふうな設定にしております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

基本構想の審査を行った特別委員会の際もちょっと近いようなことを伺って、政策企画課長が人口減への対策として3つ挙げられたんですよ。転出超過を抑制する、その受け皿としての宅地開発、出生率の段階的引き上げ、今お答えいただいたものと同じですが、この中の宅地開発っていうのは具体的な施策だと思うんですが、例えば出生率の引き上げというのは、そのために何を取り組むのかっていうのが大事だと思うんですよ。結果なのかなと。どうすれば出生率が引き上がるのかということですが、具体的に何か、この出生率の引き上げのための取り組みというのはありますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

事業という単位だと、この事業をしたから出生率が何%増えますということは、なかなか無いと思うんですよね。やはり町長答弁にもありましてとおり、総合的にそれぞれ進めていく中で、相乗効果としてその結果が出てくるものというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

そうですね。もちろん私もそのように思いますので、それもあって今回一つの理由で人口が増加したりすることはないので、やはり複合的に、横断的に考えないといけないんじゃないかなと思ってこういう質問をさせていただいたんですね。例えば出生率の引き上げというと、当然若い方に関する施策になると思いますので、例えばそれこそ給食費を無償化するとか、医療費を高校生も無償化する。いろいろ、とにかくその若い人が長与町に引っ越して子どもを育てたいなと思うような施策が必要と思って、それが様々な部局にかかることだと思うので、そういったのを是非非常々一つの、例えば給食費無償化するには幾ら掛かるからもう無理ですよと言うんじゃないかと、その金額を出したことがそういう人口増加とかに繋がるんじゃないかと、もちろん簡単にこうしたら何人増えるっていうのは難しいと思うんですが、そういった一つの部局の予算とかの発想では

なくて、相乗効果を考えて是非当たっていただけたらと思っております。私は正直、4万2,000人維持できるというのは、日本の人口が減っているからという意味合いでやっぱり難しいのかなとは思いますが、とはいえ何もしなくていいとか、もう4万人になるのを想定して何かやるべきということではなくて、町がせっかくこうやって人口目標を掲げているのですから、できるだけ減少しないように努力はすべきですし、我々もそれにどうしたらいいかってのを考えなければいけないと思っております。先程のとおり、当然交付金があるにしても基準財政需要額に当たらない税収の25%、留保財源は減少するわけですから独自事業は行いにくくなって、町の独自事業が行いにくくなるとまちの魅力がなくなって、また人口が減るという悪循環になるんじゃないかなと思うんですね。なので、そういったのを心配している私と、あと実際に町民の方もそういうお声があったので伺っております。最後にこの質問はちょっと漠然としますが、人口が今実際ここ数年というのでいくと減っているわけですよ。この減り続けている長与町に足りないことは何か。これが一番取り組むべき、これから優先的にとか、第1番目にとか、何かお考えのことがあれば最後にお伺いしたいんですが、ありますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

この総合計画を策定していく中で、今回は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」も含めたところで、一本化して同時に進めていこうということで策定をしています。先程申し上げたとおり人口減少を抑制するだけではなくて、やはり将来的には人口減少は避けられないということもございますので、人口減少社会にあっても持続可能な魅力的な町を造っていくということも同時に進めていきたいと考えています。何を根拠にこうした取り組みを検討したかと申し上げますと、住民のアンケート調査であったり、人口移動の分析でございます。例えば「若者の人口流出の抑制に必要なものは何でしょう」と住民の方々にお尋ねをしたところ、一番多かったのは「雇用環境の充実」、2番目が「子育て環境」、3番目に「文化、娯楽、買物施設等の充実」でした。若い方にも今回はアンケートをとったんですけれども「就職を希望する業種が県内にあるか」という問いに対して「ある」と答えた方が半分近く48.8%、「ほとんどない」「あまりない」が22%程度ということですので、若者の就職環境としては一定近くにあるのかなと。これは本町の町外通勤が約65%ということですので、町の中もちろんですけども、1市2町の圏域においてもこういった雇用環境の充実というのは必要だと考えています。それから移住相談者の傾向分析ということで、やはり関心が一番高いのは「就職」なんですね。2番目に「住まい」、3番目に「暮らし」、4番目に「移住に関する助成制度」ということでもございました。また転出超過ということも申し上げていますが、一番多かったのが福岡県への転出超過、突出しています。2番目が東京都。こういった分析も行いながら、例えば移住の施策については移住相談会、福岡で実施をしています。

最近はコロナの影響で、オンラインではありますけれども実施をしていると。あと移住支援金、これも子育て世代、若い方に転入をしていただきたい。そして長与で子育て教育の環境を実感して定住に繋げていきたいということで、新たに子育て世代への移住支援金も創設をしました。こうしたアンケート、住民の意見ですとか、人口移動分析、こういったのも踏まえて、今後も具体的な事業検討を図ってまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

正直、私ももちろん、こうすれば人口は減らないという答えを持ち合わせているわけではありませんで、今回は町のお考えを特にお聞きしたいということがあっての質問になりましたけれども、我々はこの先10年、50年、100年、長与町を次の世代、また次の次の世代まで受け渡していく義務があると思っておりますので、この基本構想の目標が目標で終わらないように、是非一緒に考えていけたらと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これで八木亮三議員の一般質問を終わります。

場内の時計で15時30分まで休憩します。

（休憩 15時20分～15時30分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順3、吉岡清彦議員の①健康宣言後の新たな事業の取り組みと住民の意識向上について、②盛土や造成の対策について、③危険なバス停対策についての質問を同時に許します。

13番、吉岡清彦議員。

○13番（吉岡清彦議員）

では今日最後の質問となりますけど、よろしく願いいたします。東京2020オリンピック、パラリンピックが無事閉幕いたしました。ものすごい問題も当初はありましたけども、成功であったんじゃないかと思っております。そういう中で世界新記録とか、オリンピック新記録等々の新しい記録も出るし、長崎県の人がすばらしい成績を上げたように思っております。特に私が感動したのが廣中選手です。やっぱりあの歳で、初めての経験で、先頭を走るっていうことはなかなか勇気が要るんじゃないかと思って、普通やったらやっぱり真ん中付近で、うろうろしながら行くのが日本人じゃないかと思うんですけども。初めてああいう姿を見て、これからの日本人の勇気の在り方をいただいたような気もしております。以上、オリンピック、パラリンピックの感動を述べました。

では質問3点、健康宣言後の新たな事業の取り組みと住民の意識向上。どれだけ住民がこれによって健康に関する意識を向上してきたかっていうことでございますけども、

平成31年2月2日、町長が「長与町健康のまち宣言」を文化ホールで行って、病院の先生が講演をされた。また積水化学の女子選手が来られてお話をされたように思っておりますけれども、その後、(1)として新たな事業にどう取り組んできたか。また、その成果が出ておれば示していただきたいと思っております。(2)健康宣言を行った結果、住民の意識向上がどういう形で変わってきて、健康に取り組んできているのかをお尋ねいたします。(3)長与町町制施行50周年記念の事業の一環で助成事業がありました。我々、長与ニュータウンの中でサロンという組織もあるんですけども、高齢者の方が集まって、その中で町内の「神社めぐりビンゴカード」を作ったわけです。これは、ほかのいろんな町内の名所、旧跡を含めて109枚手書きで作ったわけですけど、まだ拾い出せばたくさんあると思っておりますけれども、なかなかできずしております。そういう中で神社めぐりを作成したわけです。そこで健康増進に向けて健康めぐりウォーキングマップを作成したらどうかっていうのが、3点目の質問でございます。この神社めぐりってというのは、平木場郷のミゾガミさんという方が、もう亡くなったんですけども、相撲甚句をやるのに自分がいろいろ長与の3点か4点、中にある神社を自分で作詞をした、それを参考にさせていただいておるわけでございます。

大きな2点目として、盛土や造成の対策について。熱海市で盛土が原因で事件、事故が発生しました。悲惨な事故でございます。全員救助されたのか、遺体も上がったのかちょっと定かではありませんけれども、そこで町として(1)どのような対策を取っているのか。(2)現在どのような状況にあるのか。(3)不明者公表でどのような対策を取っているのか。これを質問いたします。

大きな3番目で、危険なバス停対策について。国土交通省の調査で「危険なバス停全国に1万超」というのが新聞に記事が出ておったわけですけども、本町における対策はどうなっているのか、件数や改善策などについてお尋ねしていきたいと思っております。

以上よろしくお願いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは早速、吉岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。大きな1番目、健康宣言後の新たな事業の取り組みと住民の意識向上についてのお尋ねでございます。新たな事業の取り組みはどうかという御質問でした。平成31年2月に健康のまち宣言を行いましたのは御案内のとおりです。本町の健康づくりの基本方針をお示しさせていただいたわけでございます。この宣言を機に、既存事業のさらなる充実化を図ってきたところでございます。具体的には、平成30年度から開始をいたしました健康ポイント事業の増員、健康相談の拡充、特定健診の委託医療機関の拡大、保健指導事業の人員の充実などに取り組んでまいりました。健康ポイント事業につきましては平成30年度800人、31年度700人、令和2年度500人、令和3年度は8月末現在で300

人と増やしていきっており、累計で2,300人の参加をいただいております。健康相談につきましては、以前は2か所で行っていましたが、商業施設や地域の行事等に出向いての相談を始めておるところでございます。特定健診につきましては、長崎市内の医療機関でも受診が可能となり、受診機会の拡大が図られました。また、保健指導事業についても、人員を増員し重点的に取り組んでまいりました。しかし、昨年度からのコロナ禍により計画どおりに事業が実施できない状況が続いております。健康まつりやウォーキング大会、訪問指導など、中止や休止をせざるを得ない事業がある一方で、人を集めない新しい形のウォーキングイベントやオンラインによる健康指導など、新しい生活様式を踏まえた健康づくり事業も新たに始めておるところでございます。今後とも、健康寿命延伸のため、効果的な健康増進事業を続けてまいりたいと考えております。次に2点目の住民の意識の向上はどう変わったかというお尋ねでございます。健康のまち宣言につきましては、ホームページや広報への掲載はもちろんのこと、役場1階市民ホール、健康センター、長与駅への掲示、広報紙へのコラム掲載など、幅広く周知しております。健康のまち宣言の主要な事業に位置づけております健康ポイント事業の参加者アンケートによりますと「健康イベントに参加するようになった」「家族、知人と健康について話すことが増えた」と回答している人が増えたことなどから、一定の健康意識向上の効果というのは出ていると判断をしております。次に3点目の神社めぐりウォーキングマップの作成のお尋ねでございます。既存のウォーキングマップは、平成30年度にポイント事業の一環として作成をしており、町内の公共施設や学校、公園、団地等を中心に記載し、3つのコースを紹介しております。神社に特化したウォーキングマップは特には作成していませんけれども、既存のウォーキングマップを更新する際に神社の位置を記載することができないかなど、検討してまいりたいと考えております。

続きまして、大きな2番目の盛土や造成の対策について、どのような対策を取っているのか、現在どのような状況にあるのかは関連がありますので、併せて回答させていただきます。7月3日に発生した静岡県熱海市における土石流災害を受けて、長崎県では緊急点検を実施しております。長与町にも当然ありました。対象は県内の大規模盛土造成地のうち、土砂災害警戒区域内、あるいはその上流部にあるものについて、現地で目視にて変状の有無を確認しておるところでございます。本町におきましては3か所が該当しており、7月中旬に点検を終了したところでございます。結果といたしましては、異常は見られておりません。今後も県や関係機関と協力しながら対応を続けてまいりたいと考えております。続きまして3点目の不明者公表で、どのような対策を取っているのかという質問でございます。令和3年6月の全国知事会議におきまして、災害時の死者、行方不明者の氏名等公表に係るガイドラインが策定されております。また当ガイドラインでは、公表の判断基準につきましては都道府県ごとに定めることが重要とされており、これを受けて、同年7月に長崎県における公表基準が策定をされました。長崎県の公表基準におきましては、行方不明者、安否不明者の氏名等につきましては、捜索活

動、人命救助に資するため、原則として公表することになります。ただし、当該不明者の家族等の同意が得られない、または住民基本台帳の閲覧制限がある場合に限っては、非公表となります。本町におきましても県の公表基準に沿い、公表等の対応を行うこととしており、人命を最優先とする中で慎重に対応してまいりたいと考えております。

それでは大きな3番目の危険のバス停対策でございます。横断歩道や交差点の近くに設置されるなど、交通事故を誘発する恐れのあるバス停を「危険なバス停」として、国土交通省にて調査をしておるところでございます。本町におきましては、岡郷の国道で2か所、及び高田郷の長崎市道で1か所の合計3か所が対象となっております。対象箇所のうち2か所につきましては令和2年度にバス停移設の対策を行っており、残りの箇所は横断歩道移設の対策を今年度実施予定となっております。今後もバス停の状況に合わせた安全確保対策につきまして、協議並びに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

今、いろいろと御説明いただきました。今後こういうのを含めてどういう形で、確かに今、コロナの問題があつてなかなか大変なことじゃないかと思っておりますけども、新しい事業にどう取り組もうとしておるのか、ちょっとその点をお尋ねいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

志田健康保険部長。

○健康保険部長（志田純子君）

健康宣言のちに、それまでやっていた事業の充実を図るところを一番の目的にしておりました。それと先程申しました健康ポイント事業という2,000人規模の事業をするということにかなり注力しておりました。そこをさらにということでコロナになったわけなんですけども、今現在、健康保険部、主に健康保険課で人員もかなりコロナの方に割いていて、なかなか新しい事業というのができない部分もありまして、コロナがもう少し落ちついたら、また新しい事業を考えていきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

確かに難しい、いろいろ考えてもできないところがあるんじゃないかと思っております。この住民の意識向上ですけども、私がちょっと聞いた何人か、全てじゃないんですけども「健康宣言というのを長与町はやっておるけども知っていますか」って聞いたら、「知らんばい」と言う人もおったもんだから、ちょっと心配になってこういう質問をしたわけなんですけども、100%行き渡ってないのかなというのが今のところかなと。今いろんな、封筒なんかにも書いてあるのかな、町のね。だからそうやって少しはまた違った

形でいくのかなと。だから、これを宣言するのも、私も3年ぐらいかかって町長に無理を言いながら取り組んできた思い出があるわけですけども。そういうことをしながら自分が癌になって、ようやく1年は生き延びたですけども、あとまた1年生き延びるのか分からんわけですけども、やっぱり気になってね、住民の健康が。確かに自分自身のことを思ったときに、睡眠と体温っていうのが体に一番良くないっていうのが、何かいろんな学説とか読んでみて、改めて自分の睡眠の浅さとか、体温が私も36度なかなかならなかったわけですけども、今は36度ぐらいなるような自分で生き方をやっているわけですけど。だから、こういう宣言をすることによって、何も町がしなくても自分自身で何かを健康に向かっていく意識づけっていうんですか、そういうのになってもらえればなというのが本音であるわけで、目的じゃないかと思っております。そういうことで、住民の意識向上に向かって、これまたコロナが関連してなかなか事業ができないというのがあるわけですけど、今度はこの意識向上に向かってどういう対策というか、住民のためにやっていこうとしているのか、ちょっとそのところがあればお願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

藤崎健康保険課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

おっしゃるように、やはりコロナの影響がかなり出ていまして、なかなか思うような事業が取れないという事情もございます。健康のまち宣言についても、最初は広く宣言を浸透させようということで、いろんな取り組みをしてきたところであったんですけども、なかなか浸透をしていないという実情もございますので、今の段階でこういうことをするというはまだ決まっておられませんけれども、今後、皆さんに浸透させていくようなことを考えていきたいと思えます。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

大変な時期だから、いろんな形で思いがあってもできないというのが悩みじゃないかというのは分かっております。あとウォーキングマップでちょっと言いましたけども、相撲甚句の中で、そのミゾガミさんが自分で作詞した中で、神社をずっと巡っていく歌を作っておられるわけですけども、堂崎観音からずっと長与を一周して、天満宮通って、温泉通って、摩利支尊を通って、琴の尾神社まで登って行く、10か所か11か所ぐらい大きな神社、まだあるんですけど、それを基にしたカードを作って我々もこんな遊びに使っているわけですけども。だから今、そういうマップとか作っておりますけども、その中にそういうコースを作ってもらえればなと、それこそ健康に向かって、そしてまた歴史に向かって行けるんじゃないかという気しております。先程のあれでは、作り直しのときにコースを作るのか、作らないのか、そのところをもう1回お願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

藤崎健康保険課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

ウォーキングマップに神社仏閣、そういうものを巡るコースを作るかどうかは、今の時点ではまだ決めておりませんが、今、年2回ウォーキングイベントをやっております。そのイベントの企画の中で、寺院だったり、神社だったり、史跡だったり、そういうのを巡ったら良いんじゃないかという案が出てきている状態です。これが仮に実現するとすれば、そのイベント用のマップっていうのは作ることは可能かなと思っていますので、それをお渡しするという事は、イベントが実現すれば可能かなと思っています。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

なぜ僕がこれを言うかという、長与に今住んでいる人の6割7割ぐらいは長与を知らない人が大半じゃないかと思うわけです。はっきり言って私も生まれは長与じゃないですから、歴史も知らないわけです、場所もですね。だから、これやったら、住民の人もカードで遊んだら「こがん神社のあつとね」とか、「こがん場所があつとね」とか、それこそ潮井崎とか、和三郎公園からいろいろ名前書いて109枚作ったわけですけど、役場の施設なんかも含めてですね。「あらこういう所があつとね」とか、やっぱり初めての、全部珍しかったわけです。だから、長与町内の人たちがウォーキングをするのに、そういうのが分かってくる。今、何かするときに掲示していくっていう表現があったから、それはそれで良いんじゃないかと思って。だから歴史とか、いろんな場所とか、そういうのが分かってくるんじゃないかというのが、また一つの目的でもあるわけです。だから、それはそれで前向きにやってもらえればと思っています。あと、じゃあこれはこれで今、いろんな事業するにしても、コロナっていう名前が出ればなかなかできないことだから、これ以上は言いません。

次に行きます。盛土の関係です。今、3か所、対象になる所があったということで、異常なしということの表現だったわけですか。それを再度お願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

3か所で、全て異常が無かったと報告を受けております。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

町の方も一緒にそこを回ったということでいいんですか。県だけの調査で、町の皆さん方は同席したわけですか。ちょっとそのところ。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

今回の調査に関しましては、県の方で全国を先駆けてやりますということで、県の方から来ております。その際、町の職員も同席して一緒に現地を確認しております。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

長与の場合は安心というか、今までは。これからまた分からんか分からんから、そういう対策を十分をお願いしたいと思っております。あと不明者公表ですけども、県の方で作成できておるわけですか。それに基づいて長与町も対策を取っていくということのようだったんですけど、もうできているわけですか、内容が。ちょっとそこのとこ。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木地域安全課長。

○地域安全課長（荒木秀一君）

長崎県の方で本年7月に、災害時の死者、行方不明者の氏名等に係る公表基準というのを作られております。本町におきましては、この基準に沿って運用していくというところで考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

そしたら、それに基づいて取り組んでいく、そういうことですね。分かりました。

大きな3番目、危険なバス停という表現が出とったわけですけども、長与としては岡郷の2か所と高田郷の1か所の3か所という表現があつてるわけですけども、その場所の公表は、どの付近とかいうのはできるんですか。そこをお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

場所につきましては、まず岡郷の国道になりますけども、総合公園前のバス停と下岡のバス停が横断歩道移設の対象として挙がっております。もう1か所、高田の浦上水源地の所に長崎市道がございますけども、道の尾温泉バス停の移設が挙がっております。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

そしたら移設等々は済んだから安全対策ができたのか、まだ今からなのか、ちょっとその辺をお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

町長答弁にもありましたけども、バス停の移設に関しましては昨年度移設を終えております。横断歩道の移設ですけども、今年度対応するという事で聞いております。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

長与町においては、安全対策に向かって一応完了しつつあるということでいいわけですね。私が聞きたいことの大まかなことが出てきましたので、大体分かりました。今後、台風シーズン、またなってくると思います。コロナといろんな自然災害、常に目の前にあるわけですけども、そういうのに向かってまた大変でしょうけども、万全な策を取っていただくことを願って終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（山口憲一郎議員）

これで吉岡清彦議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。明日も定刻より本会議を開きます。

本日はこれで散会します。お疲れ様でした。

（散会 16時02分）